

まえがき

チャム・プラシッド上級大臣兼商業大臣

このたび、この貴重な『商業登記ハンドブック』が出版されることを、大きな喜びとともにご報告申し上げます。この取り組みは、カンボジア王国政府が実施している「カンボジア中小企業開発プログラム」の一環として行われたものです。

商業省商業登記局はアジア開発銀行（ADB）の技術協力¹のもと、当ハンドブックの制作と英訳に取り組んでまいりました。当ハンドブックが、商業省への商業登記を行う企業のみならず、民間セクター全体にとって役立つ参考資料となることを信じております。

当ハンドブックは、商業省が近年実施してきた企業登記改革の内容を反映して作成されました。付属 CD-ROM には、各種テンプレートや参考資料が収録されています。

この取り組みを支援していただいたアジア開発銀行（ADB）をはじめ、寄稿、校閲、翻訳に携わった全てのみなさまに心より感謝の意を表します。

最後に、みなさまのご多幸を心よりお祈り申し上げます。

チャム・プラシッド、上級大臣兼商業大臣

¹ ADB TA 4786-CAM: Capacity Building for SME Development – Phase 2

本資料は『商業登記ハンドブック（英語版）』をJBICの支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用していただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JBICはその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、何ら責任を負うものではありません。

目次

まえがき	1
略語	6
序文	7
1 ハンドブックの使い方	10
1.1 知りたい項目をみつける	10
1.2 脚注	10
1.3 法律、規則、手数料の変更	10
1.4 次のステップ	11
2 起業 - 事業タイプと経営管理の重要事項について	12
2.1 事業タイプ	12
2.1.1 個人事業者 (Sole Proprietor)	12
2.1.2 パートナーシップ (Partnership)	13
2.1.3 有限責任会社 (LLC: Limited Liability Company)	15
2.1.4 支店運営 (Branch Operation)	18
2.1.5 外国企業 (Foreign Businesses)	19
2.2 経営管理の重要事項	22
2.2.1 登録事務所 (Registered Office) と会計帳簿	22
2.2.2 登録代理人 (Registered Agent)	23
2.2.3 基本定款と付属定款 (Articles of Incorporation and Bylaws)	23
2.2.4 経営者・取締役・株主	26
2.2.5 会社資本・有価証券	30
2.2.6 既存事業の買収	33
2.3 投資適格プロジェクト (QIP: Qualified Investment Projects)	33
3 商業登記の実務	36
3.1 個人事業の登記	36

3.2	有限責任会社の登記	37
3.3	パートナーシップの登記	39
3.4	駐在員事務所の登記	40
3.5	外国企業の支店の登記	41
3.6	カンボジア企業の支店の登記	42
3.7	州・特別市での登記	44
3.8	輸出	45
3.9	州・特別市事務所からの事務所登記許可状	46
4	その他の登録実務	47
4.1	税金	47
4.1.1	税務管理	47
4.1.2	印紙税	47
4.1.3	税務登録	48
4.1.4	付加価値税登録	50
4.2	知的財産権	50
4.2.1	商標と商号	51
4.2.2	特許、実用新案証明、工業意匠	52
4.2.3	著作権	55
4.3	ライセンス	56
4.3.1	ワンストップ情報窓口と SME ポータル	56
4.3.2	事業ライセンス苦情ホットライン	57
4.4	労働・職業訓練省への登録	57
5	事業経営	60
5.1	クメール名	60
5.2	年次申告	60
5.3	財務報告	62
5.3.1	会社の年次財務諸表	62
5.3.2	監査のための財務諸表提出義務	62
5.4	財務報告テンプレート	63
5.5	納税義務	64
5.5.1	年次納税義務	64
5.5.2	月次納税義務	66

5.5.3	税務監査	69
5.5.4	罰則	70
5.5.5	記録管理	71
6	従業員の雇用	72
6.1	規則と規制	72
6.1.1	基本的な労働市場情報	73
6.1.2	従業員の採用	73
6.1.3	雇用の終了	73
6.2	雇用関連手続	74
6.3	採用	74
6.4	労働時間と最低賃金	74
6.5	祝祭日	75
7	事業の変更と任意の事業活動休止	76
7.1	事業の変更	76
7.2	基本定款の変更	76
7.3	任意の事業活動休止	78
7.3.1	会社の任意解散	78
8	その他の情報	80
8.1	ウェブサイト	80
8.2	省庁	81
8.3	銀行	83
8.4	商業省のビジネス出版物	95
8.5	商業組合	96
9	用語解説	97
10	付属 CD-ROM の内容	101
10.1	基本定款	101
10.2	商業登記局の各種フォーム	101
10.3	財務報告テンプレート	101
10.4	カンボジア王国の商業組合リスト	101
10.5	年次申告のテンプレート	102
10.6	2008 年の祝祭日	102
10.7	ライセンスのリストと申請方法	102

10.8	知的財産権申請フォーム	102
10.9	税登録申請書と納税申告書	103
10.10	交付される税務書類	103
10.11	カンボジア労働法ガイド	103
Appendix 1	基本定款の仮和訳テンプレートとガイダンス	104
Appendix 2	基本定款の最低必要条件に関する省令	112
Appendix 3	年次申告テンプレート	114

略語

ADB:	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CDC:	Council for the Development of Cambodia	カンボジア開発評議会
CLEC:	Community Legal Education Center	コミュニティ法律 教育センター
FBT:	Fringe Benefits Tax	付加給付税
FRT:	Financial Reporting Template for SMEs	中小企業向け財務 報告テンプレート
ISIC:	International Standard Industrial Code	国際基準産業コード
ILO:	International Labour Organisation	国際労働機関
IP:	Intellectual Property	知的財産
JBIC:	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
KHR:	Khmer Riel	リエル
LLC:	Limited Liability Company	有限責任会社
LMTB:	Large and Medium Tax Payers Bureau	中・高額納税局
MEF:	Ministry of Economy and Finance	経済財政省
MIME:	Ministry of Industry, Mines, and Energy	鉱工業エネルギー省
MoC:	Ministry of Commerce	商業省
MLVT:	Ministry of Labor and Vocational Training	労働・職業訓練省
PMIS:	Sub-Committee on Investment of the Provinces - Municipalities	州・特別市投資小委員
QIP:	Qualifying Investment Project	投資適格プロジェクト
RRTS:	Real Regime Tax System	実態管理様式課税制
SME:	Small and Medium Enterprise	中小企業
TA:	Technical Assistance	技術協力
TIN:	Tax Identification Number	納税者番号
USD:	US Dollars	米ドル
VAT:	Value Added Tax	付加価値税
WHT:	Withholding Tax	源泉徴収税

序文

事業²経営を検討されている皆様には、当ハンドブックの内容は非常に参考になるものと考えております。当ハンドブックは、事業立ち上げの際に知っておくべき法律や公的手続のほか、新規事業の展開にともない新たに必要となる情報も取り上げており、企業立地の検討から人材の雇用まで、企業経営に関連する各種規制についても説明しています。

クメール語版、英語版のハンドブックは、アジア開発銀行（ADB）の技術協力³を受け、商業省商業登記局が制作しました。当ハンドブック（日本語版）は、国際協力銀行（JBIC）の支援で英語版を和文に仮訳したことになります。

当ハンドブックは、新規事業立ち上げを検討している起業家の方々にとって便利なガイドとなるように作られていますが、会社を立ち上げる起業家の方々だけが対象ではありません。「事業」は個人事業（Sole Proprietorship）、会社、パートナーシップ（Partnership）、外国企業の支店、あるいは外国企業の駐在員事務所であるかもしれません。当ハンドブックはこうしたあらゆるタイプの事業の立ち上げ、運営に役立つものと信じております。

当ハンドブックの主目的は、カンボジア王国政府への各種商業登記手続きを説明することですが、この国での起業と事業経営に必要なその他の重要な事柄も取り上げており、事業の形態や事業タイプ別の登記手続き、そして関連する法的実務を簡潔に説明しています。

当ハンドブックの執筆に先立ち、商業省では一連の改革が実行されました。従って、当ハンドブックには、改訂商業規則と商業登記に関する法律（1999年11月）や新商業企業法（2005年6月）、および最近の事業登記業務改革の一環として公布された各種省

² 定義は税法（2004年3月）第3条参照。

³ ADB TA 4786-CAM: Capacity Building for SME Development - Phase 2

令や通達が反映されています。また、関連する法令や法律文書名については、可能な限り脚注に記載しています。

付属の CD-ROM には、各種テンプレートと参考資料が収録されています。

制作資金

クメール語版、英語版のハンドブックは、ADB の技術協力（TA 4786-CAM）の支援を受けて作成されました。日本語版は、JBIC の支援で英語版を和文に仮訳したものです。

謝辞

クメール語版、英語版のハンドブックの最終チェックを支援いただいた ADB のヘム・バンディー氏、フレイザー・ヘンダーソン氏、クリス・ロングリッジ氏には、大変お世話になりました。

また、商業省ホー・サラン商業登記局長、会社・企業登記部門のロング・ソフオーン主任に対し、編集者一同感謝申し上げます。

編集者：

ジョン・ドネリー、ADB 技術協力プロジェクト（TA 4786-CAM）チームリーダー

カイ・カ、ADB 技術協力プロジェクト（TA 4786-CAM）現地チームリーダー

ラク・チン・サバス、ADB 技術協力プロジェクト（TA 4786-CAM）コンサルタント

サリン・デノラ、サリン&アソシエーツ社

オム・ダラリス、商業省法務局長

1 ハンドブックの使い方

1.1 知りたい項目を見つける

このハンドブックの中で知りたい項目を見つけるためには、目次をご覧ください。例えば事業の登記に関する詳しい情報が知りたい場合、登記対象が有限責任会社ならば、「3 商業登記の実務」に、「3.2 有限責任会社の登記」という項目が見つかります。

起業の際、このハンドブックの全てのセクションが関係してくる可能性は低いいため、最初から最後まで読み通す必要はありませんが、このハンドブック全体を確認することで、事業の現在あるいは将来にどのセクションが関連してくるのか把握する事ができます。

1.2 脚注

文中で説明している手続などに関する法令および法律文書の名称は、脚注に記載しています。例えば、本文や見出しが次のようになっている場合、

2.1.2 パートナーシップ (Partnership) ⁴

そのページの一番下に、次のような記載があります。

⁴商業企業法（2005年6月19日）第88条。

1.3 法律、規制、手数料の変更

法律、規制、手数料などは、このハンドブックの発行後に変更される可能性があります。

最新情報は、商業省のウェブサイト (www.moc.gov.kh) または中小企業事務局の SME ポータル (www.mime.gov.kh からアクセス) を確認するか、政府機関に直接問い合わせる、あるいは専門のアドバイザー (会計事務所や法律事務所) に相談してください。

1.4 次のステップ

本文の中に、さらなる行動や情報が必要との記述がある場合、その項目の末尾にある「次のステップ」という枠の中に、何をしなければならないか、またどこでその情報を得ることができるかが記載されています。多くの場合、このハンドブック内の別のセクションや項目の参照を指示しています。

2 起業 - 事業タイプと経営管理の重要事項について

2.1 事業タイプ

2.1.1 個人事業者 (Sole Proprietor)

個人事業 (Sole Proprietorship) においては、全ての口座、契約、資産、ライセンスは所有者 (個人事業者/起業家) の名義で登録されます。個人事業者は事業を独立してコントロールし、全利益に対する権利を有します。利益は直接課税対象となります。また、個人事業者は事業のあらゆる負債および義務に対しても個人として責任を負いません。

個人事業者は、事業設立の際の資本金を全額用意する必要があり、多くの場合、個人事業者の自宅を担保にした銀行ローンや、友人や家族からの無担保貸付が利用されます。期日までに債務を返済できない場合には、個人事業者は自己破産することもあります。なお、個人事業者が死亡した後は、事業は継続されません。

主な長所	独立性。個人事業者が全ての経営上の決定を行うことが可能。高い柔軟性。最小限の法的要件。
主な短所	無限責任。経営管理能力、投資可能性の限界。

個人事業の設立は迅速で簡単なうえ、会社の設立と経営に必要な書類が最小限ですむため、事業を立ち上げるには最も容易な方法です。

しかしながら個人事業者は、別の法的人格を持たないため、個人として、事業の負債や義務に対して責任を負います。つまり個人事業者は、自然人 (人工的に創造された法的人格の対語としての人間) として、企業実体となります。

個人事業の性質と重要な条件

責任	個人事業者は事業の負債と責任に対して無限責任を有する。すなわち、事業の負債を清算する事ができない場合には、事業者個人の資産を失う可能性がある。
コンプライアンス	個人事業に求められるコンプライアンス要件は、会社ほど面倒ではない。

次のステップ：「3.1 個人事業の登記」に進む。

2.1.2 パートナーシップ (Partnership) ⁴

パートナーシップは、医者、弁護士、会計士など専門家の多くが好む企業形態です。パートナーシップを利用すれば、個人事業では取得・維持が困難な施設・設備を所有する事が可能となります。また、事業の立ち上げに必要な資金と専門知識を複数の人から引き出すことが可能になるため、小企業がパートナーシップを基盤にして事業を運営することもごく一般的に見られます。パートナーは、個人事業主と同様に銀行ローンを利用して出資金を調達することが多く、やはり事業の負債に対して個人的に責任を負います。

ゼネラル・パートナーシップは、2名以上の人が事業を営むために提携すればいつでも設立することができ、これらの人々は共同所有者として利益を共有し、事業をコントロールします。パートナーシップ契約は口頭でも書面でも成立するため、法律書類は必要ありません⁵。 別途の合意がない限り、いずれかのパートナーの死亡、破産または脱退があった場合には、ゼネラル・パートナーシップは解散します。事前に合意していない限り、パートナーが脱退して事業の清算を要求しないという保証はありません。

⁴ 商業企業法（2005年6月19日）第8条。

⁵ 商業企業法（2005年6月19日）第9条。

単独で事業を立ち上げるか、それともパートナーシップを組むか

新規事業の立ち上げを検討する人は、だれでもこの問題に直面するでしょう。パートナーシップが最適な答えかどうかは、事業立ち上げ時の個人の状況によります。本パートの狙いは、事業タイプ決断の際に考えなければならない問題を提示することです。個人事業として単独で事業を運営する場合、あらゆることに1人で対応しなくてはなりません。顧客の開拓や関係維持のための作業も全て自分でやらなくてはならないでしょう。パートナーシップを組む場合、最初からある程度のスキルや資本を期待することができ、その恩恵を受けることができるでしょう。とはいえ、事業の共同経営にともなうリスクもあります。

各パートナーの責任

パートナーは互いに責任ある地位に就き、以下の義務を負います。

- (a) 事業に関連する全ての事柄を互いに全面的に開示する。
- (b) 事業運営上受け取った、あらゆる金銭的利益を申告する。
- (c) 一方のパートナーの承諾なく、その企業と競合するような事業を行わない。

責任 (Liability)

パートナーシップは各個人とは別の法的人格を持たないため、全てのパートナーはパートナーシップの負債およびその他の法的義務について個人的に責任を負います。パートナーシップが負債を清算するために十分な資金を持っていない場合、パートナーは自己資金で不足分を補わなければなりません。あるパートナーシップがそのパートナーシップの名のもと訴訟を起こされることがありますが、パートナーシップの負債や義務に対する共同責任または個人的な責任を各パートナーが負うことには変わりはありません。すなわち、負債が返済されなければ、全部または任意のパートナーに返済を強制できるということです。この場合、結果的に1人のパートナーが負債全額を支払わなければならない事態もありえますが、他のパートナーに分担金を求めることもできるでしょう。個人事業者同様、パートナーは事業の資産が負債を補いきれない

場合には自己破産することもあります。

ビジネス・ヒント：助言を求める

パートナー間の関係性および各パートナーの権限と職責は把握しにくいことがあるため、パートナーシップの形成には熟慮が必要です。パートナーシップ事業を正式に発足させる前に、専門家の助言を得ることを強くお勧めします。

リミテッド・パートナーシップ

リミテッド・パートナーシップは、商業省にパートナーシップの証明を提出する事で成立します。リミテッド・パートナーシップはパートナーの合意がある限り存続し、合意書がない場合にはゼネラル・パートナーが脱退するまで存続します。

リミテッド・パートナーシップは、1名以上のゼネラル・パートナー（パートナーシップを管理・拘束する権限を与えられた個人）と、1名以上のリミテッド・パートナー（パートナーシップの資本を拠出する義務を負う個人）とのパートナーシップ契約です。ゼネラル・パートナーは、そのパートナーシップの第三者に対する負債に対し、共同責任と個別責任を負います。リミテッド・パートナーは、自分が既に行った資本拠出額の範囲内でのみ責任を負います。

次のステップ：「3.3 パートナーシップの登記」に進む。

2.1.3 有限責任会社（LLC: Limited Liability Company）

有限責任会社（LLC）は役員および取締役によって経営され、株主の提供する資本を資金とします。社員1人という小企業から多くの株主を抱える企業までさまざまな規模があります。LLCは事業として財産を所有し、契約を結び、株主の資産をリスクにさらすことなく訴訟に対応するための枠組を提供します。LLCには固定資産税、所

得税、売上税などの該当する税金が課せられます。LLC は法人として、債務に対する全責任を負います。詐欺や過失の場合を除き、株主、取締役および役員に対して、負債に対する個人的な責任を負わせることはできません。

LLC は一連のプロセスを経て、最終的に商業省に基本定款 (Articles of Incorporation) を提出することによって設立されます。株主の責任は、自分の株式持分の額面のうち残っている未払い分に限定されます。

LLC は、最も一般的な合法的事業形態です。LLC は創設 (「法人設立 (incorporation)」という) にあたり、別個の法人格を持って企業所有者である株主から独立して存在し、会社の名義において契約を結ぶ、訴訟を起こす、あるいは起こされることが可能です。また、LLC は永続継承権を持っています。すなわち、株主の死亡、脱退あるいは引退にかかわらず、商業企業法にしたがって清算されるまで継続することになります。

LLC の設立は、個人事業やパートナーシップの設立よりも複雑で費用を要します。

会社の支配権は取締役会にあり、権利の詳細な性質は商業企業法と LLC の規約によって決定されます。LLC の設立、事業の実行と清算の方法についても、商業企業法がその多くを規定しています。

LLC では、個人事業やパートナーシップとは異なり、会社の所有者の責任は限定されます。つまり、株主/所有者が責任を負うのは、個人保証を与えていない限り、自分たちが会社に出資した (または出資を約束した) 資本の範囲内に限定されます。

有限責任会社 (LLC) の性質と重要な条件

会社名	5.1「クメール名」参照。固有の名称でなければならず、また特定の制限語を含んではならない。クメール語またはラテン語のアルファベットによる名をつけることができるが、その場合クメール名の下にラテン名をより小さいフォントで表記する。 カンボジア王国で登記した有限責任会社には、接尾語が付く。接尾語は、「私的有限責任会社」、「単独株主私的有限責任会社」（両方ともほぼ一定して Ltd.と略す）、または「公開有限責任会社」（plc と略す）。
株式資本	会社は、1株あたり額面 4,000KHR 以上で、最低 1,000 株を発行しなければならない。すなわち、起業に必要な最低株式資本は 400 万 KHR(約 1,000USD)となる。
株主	各株主の責任は、各自の投資した株式資本に限定される。
登録事務所	会社はカンボジア王国に登録事務所の住所を持たなければならない。
会社取締役	1名以上の取締役を置くことができる。取締役は自然人でなければならないが、国籍、本籍、居住地は問わない。
会社登記	会社は、必要な書類と手数料を商業登記局に提出することによって設立される。
税金	カンボジア王国で生み出された利益には法人所得税が課せられる。

2.1.3.1 私的有限責任会社 (Private Limited Company) (株主 1 名以上) ⁶

私的有限責任会社 (Private Limited Company) は、次の要件を満たす必要があります。

- 1) 会社は 30 名までの株主を持つことができる。1 名しか株式を保有していない場合、その株主は単独株主 (Single Member) 私的有限責任会社を登記することができる。
- 2) 会社は自社株式またはその他の有価証券を株主、家族、管理職に提供することはできるが、それ以外の第三者に提供する事はできない。
- 3) 会社は各自社株について、一つ以上の譲渡制限を設定することができる。

次のステップ：「3.2 有限責任会社の登記」に進む。

⁶ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 88 条。

2.1.3.2 単独株主私的有限責任会社

単独株主私的有限責任会社は、その会社の株主として1名以上の人または法人を追加することについて株主の承認を得ることができた場合、法的形式を私的有限責任会社に変更することができます。

次のステップ：「3.2 有限責任会社の登記」に進む。

2.1.3.3 公開有限責任会社⁷

公開有限責任会社（Public Limited Company）は、法律によって一般向けに株式を発行することが許可されています。株主の責任は、その株主の保有する株式に関する資本金額に限定されます。公開有限責任会社の株式公開目的と株主の責任限度は、基本定款にはっきりと明記しなければなりません。

ビジネス・ヒント：助言を求める

公開有限責任会社の正式な設立と扱いは複雑になる場合があるため、専門家の助言を得ることを強くお勧めします。

2.1.4 支店運営（Branch Operation）

会社がカンボジア王国内の別の場所で事業活動を開始するにあたり、多くの場合、地方支店を設立します。地方支店は、親会社から常任代表者と一定の経営の独立性を与えられ、親会社の活動の全部または一部を実施する二次的な事業所と定義することができます。

カンボジア企業の支店と外国企業の支店の例を、それぞれセクション2.1.4.1と2.1.5.1.

⁷ 商業企業法（2005年6月19日）第89条。

に掲載しています。

2.1.4.1 カンボジア企業の支店

カンボジア企業の支店は、商業企業法に加え、商業規則と商業登記に関する法律が定める要件も満たさなければなりません。

支店は、カンボジア王国で設立された会社がカンボジア王国内で事業を行う場所を確立するための手段です。支店は営業を開始する前に、商業登記局に登録しなければなりません。

カンボジア企業の支店の性質と主要条件

支店	カンボジア企業が事業活動を行う住所。
支店名	親会社の名称と同一でなければならない。「支店 (Branch)」という単語を配する。
登録事務所	登録事務所はカンボジア王国内の住所を持たなければならない。
登記	支店は、必要な書類と手数料を商業登記局に提出することによって設立される。

次のステップ：「3.6 カンボジア企業の支店の登記」に進む。

2.1.5 外国企業 (Foreign Businesses)

2.1.5.1 外国企業の支店⁸

外国企業の支店は、国外に籍を置く親会社がカンボジア王国に投資する一つの形態です。外国の親会社は、支店の損失と負債に対する責任を負うことになります。

⁸ 商業企業法 (2005年6月19日) 第281～285条。

外国企業の支店は、商業企業法に加え、商業規則と商業登記に関する法律の要件も満たさなければなりません。

外国企業の支店は、カンボジア王国外で設立された会社がカンボジア王国内で事業を行う場所を確立するための手段です。支店は営業を開始する前に、商業登記局に登記しなければなりません。

外国企業の支店の性質と主要条件

支店	外国企業が事業活動を行う住所。
支店名	親会社の名称と同一でなければならない。「支店 (Branch)」という単語を配する。
登録事務所	登録事務所はカンボジア王国内の住所を持たなければならない。
登記	支店は、必要な書類と手数料を商業登記局に提出することによって設立される。
法的責任、納税義務	支店は、カンボジア王国内で設立された会社と同様の法的責任、納税義務を負う。
コンプライアンス	支店は収益、会計その他の情報を継続的に申告することが法的に義務づけられている。

次のステップ：「3.5 外国企業の支店の登記」に進む。

2.1.5.2 外国企業の駐在員事務所⁹

駐在員事務所 (Representative Office) は、外国の親会社がカンボジア王国に投資する一つの形態で、その主な目的は親会社の財とサービスの現地調達を容易にすることと、情報を収集することです。また、親会社の製品およびサービスの宣伝・マーケティング手段としても役立ちます。

駐在員事務所は、カンボジア王国内での事業展開は認められておらず、親会社の通常の業務の範囲内とみなされる商取引 (財・サービスの売買) も認められません。駐

⁹ 商業企業法 (2005年6月19日) 第277~280条。

在員事務所は、情報収集活動などによってのみ、親会社のビジネスを支援する事ができます。

駐在員事務所は、現地職員の雇用と、製品およびサービスの宣伝・マーケティングを行うことは認められています。また、親会社に代わって契約交渉を進めることができますが、契約の履行は親会社が実施することになります。

駐在員事務所は、親会社の管理部門およびマーケティング・センターの役割を担う傾向にあります。

駐在員事務所は、大規模な投資判断を行う前に、カンボジア王国の市場分析を行いたい会社にとって非常に便利な形態です。

駐在員事務所の性質と主要条件

駐在員事務所の機能	駐在員事務所の業務は、情報収集もしくは顧客との関係維持など、いわゆる販売促進・連絡業務に限られる。駐在員事務所は、事務所スペースの賃借と水道光熱設備の契約を除き、契約主となることはできない。
カンボジア王国での営業	駐在員事務所はカンボジア王国国内での事業展開を禁じられている。ビジネスを行う場合、外国企業の支店または子会社として登記することが義務づけられる。
税金	駐在員事務所はカンボジア王国国内で事業を展開することができないため、いかなる利益も生んではならない。ただし、法人所得税以外については課税対象となる。

次のステップ：「3.4 駐在員事務所の登記」に進む。

2.1.5.3 子会社¹⁰

子会社とは、「親」と呼ばれる別の会社によって支配される会社のことです。親会社

¹⁰ 商業企業法（2005年6月19日）第283～286条。

は子会社の議決権株式の過半数を所有します。

2.2 経営管理の重要事項

2.2.1 登録事務所 (Registered Office) と会計帳簿

登録事務所¹¹

パートナーシップまたは会社は、カンボジア王国内に常に登録事務所を置き、会社の場合には基本定款に明記した住所に設置しなければなりません¹²。登録事務所に変更がある場合は、変更から 15 営業日以内に商業登記局に届け出る必要があります。使用する書式は、会社・パートナーシップいずれも、基本定款の変更届出用紙（付属 CD-ROM、フォーム B 参照）となります。変更の事務手数料は 6 万リエルです。

登録事務所の郵便物の宛先が所在地住所と異なる場合にも、商業登記局に届け出る必要があります。

会計帳簿

パートナーシップ¹³は、登録事務所でパートナーシップ帳簿を保管しなければなりません。

会社は登録事務所¹⁴で全ての事業記録を保管しなければなりません。事業記録には、基本定款、付属定款、会議および株主決議の議事録、正式通達のコピー、有価証券記入帳、取締役の記録、会計記録が含まれます。

¹¹ 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 3 条。

¹² 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 110 条

¹³ 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 16 条。

¹⁴ 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 112～117 条。

2.2.2 登録代理人¹⁵ (Registered Agent)

パートナーシップまたは会社は、カンボジア王国内に登録代理人を常に確保し、登録代理人の名前を商業省商業登記局に届け出なければなりません。

登録代理人は、裁判所からの出廷命令や召喚状をはじめとする公用書類や公文書を、パートナーシップまたは会社に代わって受け取る権限を有します。

2.2.3 基本定款¹⁶と付属定款¹⁷ (Articles of Incorporation and Bylaws)

基本定款 (Articles of Incorporation)

基本定款は、会社の設立の際に商業省に提出する基本的法律文書です。商業企業法は、会社が基本定款に以下の事項を明記することを定めています。

- 1) 会社の名称。私的有限責任会社の場合は「私的有限責任会社」または Ltd など該当する略語、公開有限責任会社の場合は「公開有限責任会社」または plc などの当該略語を、会社名の末尾に付けることが義務づけられている。
- 2) カンボジア王国内に設置する登録事務所。
- 3) 会社設立の目的を基本定款の一つの条項に明記し、法的に認められる活動範囲を設定する。その範囲を超える場合、合法的な活動ではないと見なされる。
- 4) 会社設立の目的と事業の範囲。この事項には、法的に認められる活動の簡単な説明と該当する国際標準産業コード (ISIC)、また法的に認められる範囲で、一つ以上の事業タイプを記載することができる。なお、商業登記局が会社の設立目的を

¹⁵ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 3 条。

¹⁶ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 96~99 条。

¹⁷ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 105 条。

承認しても、特定の事業活動は商業登記局の管轄外にあるライセンスや規制の対象となる可能性があるため、その会社が会社設立目的に記載した業種に従事することが承認されたことにはならない。

- 5) カンボジア王国の通貨で示した授權資本。各株は記名式とする。各株は額面価格を有し、会社は額面未満の価格で株式を発行してはならない。各種株式に付随する権利、特権、制限、条件は、定款に明記しなければならない。発行株式数と額面価格が定款に記載されていない場合、会社は1株あたり額面4,000リエル以上の株式を1,000株以上発行することとなる。

定款に株式の種類が指定されていない場合、会社は1種類しか株式を発行せず、株式の保有者は次の権利を含めてあらゆる面で平等となる。

- 株主総会での投票
- 配当金の受け取り
- 解散後の残余資産の受け取り

- 6) 発行許可を受けた株式の種類、最大発行数、および1株あたりの額面価格。
- 7) 会社が発行する株式が2種類以上ある場合、基本定款は株式の最大発行数と1株あたり額面価格を明記し、各種類に付随する権利、特権、制限および条件を記述しなければならない。
- 8) 種類株式を発行する場合、定款は取締役に対し、各種類の発行株式数、付随する権利、特権、制限および条件を決定する権限を与えることとする。
- 9) 会社の株式の発行、譲渡または所有が制限される場合、その旨を示した記述と制限の内容に関する記述。
- 10) 各株主の名前と住所。

11) 取締役の人数、または最大数と最小数。私的有限責任会社は、1 名以上、公開有限責任会社は 3 名以上の取締役を置く必要がある。投票権を有する株主の投票によって、取締役は選出される。

会社が提出する基本定款の条項数は、会社の規模と形態によって決まります。会社は商業企業法が規定する定款以外に追加の定款を含めることができます。もともと、一般的な私的有限責任会社は 1 種類の株式しか持たないため、多くの会社は上述の全ての分野を網羅した定款を含める必要はないでしょう。Appendix 1 に、小企業向け基本定款¹⁸に最小限必要な情報を盛り込んだテンプレート¹⁹を掲載しています。これは付属 CD-ROM にも納められています。

付属定款 (Bylaws)

商業企業法に基づき、会社は事業運営を規定する付属定款を採択することができます。基本定款とは異なり、付属定款は商業省の商業登記局に届け出る必要がなく、公文書ではありません。通常、最初の取締役会で採択されます。付属定款は、企業の日常業務のガイドラインの役割を果たし、役員や取締役が商業法規にしたがって行動する手助けとなります。

会社が付属定款を採用する理由は様々です。社内管理という面では、各種業務とその手続きを明確化することにより、良好なコーポレート・ガバナンスと円滑な業務運営を支援する事ができます。また付属定款を採択することにより、対外的に良いイメージを与えることにもなります。優れた付属定款は、その会社が自らの企業責任について真剣に考えていることを表し、銀行、政府省庁、その他各種機関は、会社が付属定款を設けることを希望しています。

付属定款には、法律や基本定款で取り上げられていない企業運営の規則やガイドラ

¹⁸ MoC 省令第 1415 号、SM 2006 により簡易定款が認められている。

¹⁹ このテンプレートは正式な申請フォームの項目を分かりやすく仮和訳したものです。実際の申請の際には、正式な申請フォームをご利用下さい。

インを盛り込むべきです。例えば、コーポレート・ガバナンス、証券の保有と発行、会社役員・取締役・従業員の報酬と補償、会社の有価証券記入帳その他の記録に関する「維持管理」について規定することが可能です。最後に、付属定款にはそれ自体の改訂および廃止に対する要件と、新たな付属定款の導入規則を盛り込む必要があります。

2.2.4 経営者・取締役・株主

有限責任会社

有限責任会社は、法律と会社の基本定款、付属定款に沿い、取締役会によって運営されます。取締役会は株主によって選出されますが、株主には具体的な取締役決定に対する支配権はありません。また、取締役会は役員に権限を委譲することができます。

取締役の資格

19才以上の法的能力のある自然人であれば、会社の取締役または役員を務めることができます。会社の基本定款または付属定款に特段の規定がない限り、取締役は株式の購入やその他の資格を満たす必要はありません。

法律²⁰に従い、公務員は会社の取締役になることはできません。

取締役の権利と権限

取締役は会社の事業と業務運営を管理します。定款に別途規定されている場合を除き、取締役の任期は2年間ですが、後継者が選出されるまでは、任期満了後も引き続き取締役を務めることができます。商業企業法に基づく取締役の権利と権限には、以下のものがあります。

²⁰ 公務員一般法に関する法律（1994年10月30日）第35条。

- 1) 全ての役員を任命および罷免し、役員 of 具体的な権利を決定する。
- 2) 役員 of 給料その他の報酬を設定する。
- 3) 取締役 of 給料その他の報酬を決定し、株主に提示して承認を得る。
- 4) 手形、債券、無担保社債その他の会社の債務証券を発行し、その性質を決定する。
- 5) 基本定款 of 修正または削除を株主に提案する。
- 6) 会社 of 統合・合併を株主に提案する。
- 7) 会社 of 資産 of 全部または大部分 of 売却を株主に提案する。
- 8) 会社 of 解散または清算を株主に提案する。
- 9) 会計原則と株式各種 of 払い込み条件に従い、配当を発表する。
- 10) 基本定款および付属定款に認める範囲内で株式を発行する。
- 11) 資金を借り入れる。
- 12) 会社 of 有価証券を発行、再発行または売却する。
- 13) 会社に代わって保証を与える。
- 14) 会社 of 債務 of 支払いを保証するために、会社 of 全部または一部 of 財産に対して抵当権を設定する、担保契約する、抵当に入れる、あるいはその他の方法で、担保権を創り出す。
- 15) 会計年度ごとに決算し、利益などを株主・株主総会に提出する。

取締役は、投票権をもつ株主 of 過半数によって、理由 of 如何を問わず罷免されることがあります。

初期取締役

書類と基本定款 of 提出時に、会社設立者は商業省指定 of 書式で商業登記局に取締役通知を送らなければなりません。私的有限責任会社は1名以上、公開有限責任会社は3名以上 of 取締役を置くことが義務づけられています。

設立証書 of 発行後、会社設立者または取締役は、会議 of 日時と場所を記した通知を

遅くとも 5 日前までに²¹各取締役 に郵送することによって取締役会を招集することができます。初期取締役は会社設立日から第 1 回株主総会まで在職します。初期取締役は、会社設立から 1 年以内に第 1 回株主総会を開催することが義務づけられています。総会の通知は、総会に出席する権利のある人に、開催 20 日前までに書面で渡す必要があります。通知には日時、場所、会議の議題を記載します。

取締役会議

取締役会議は、少なくとも 3 ヶ月に 1 度開催することが法律によって義務づけられています。取締役会は、会議に出席したメンバーまたは代表者の過半数の票をもって決議を可決することができます。各取締役またはその代理人には、1 票を投じる権利があります。書記 1 名が取締役会の全ての会議の議事録をつけ、そのコピーを全取締役に送ることが義務づけられています。

取締役会はメンバーの中から議長を選出します。議長は議長職を解職されることはありませんが、取締役としての地位を解かれることはありません。議長は取締役会議を招集する権利を有します。取締役の総数の 3 分の 1 の要求があれば取締役会議を開くことができます。基本定款または付属定款に別途規定がある場合を除き、取締役会議はカンボジア王国内で開催しなければなりません。

必要に応じて、取締役会は会運営を円滑化するために委員会を設置することができます。各委員会は、取締役会の過半数によって任命された 1 名以上の取締役で構成します。各委員会は取締役によって一定の権利を書面で付与されますが、その権利は商業企業法第 131 条に規定されています。

役員

取締役会は社内組織を決定して、役員を任命し、役員に業務権限を一部委譲するこ

²¹ 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 119 条。

とができます。取締役は社内のいずれの部署にも任命されることがあり、1人で複数を兼務することもあります。

株主総会

株主総会は、カンボジア王国内の、基本定款もしくは付属定款で規定する場所または取締役の決定する場所で開く必要があります。会議の議決権を持つ全ての株主が同意すれば、その株主総会をカンボジア王国外で開くことも可能です。

取締役は、会社設立後 1 年以内に年次株主総会を開くことを法律によって義務づけられています。また、取締役はいつでも臨時株主総会を招集することができます。加えて、株主は議決権株式の 51%以上をもって、取締役株主総会の開催を取締役に要求することができます。要求の際には決議すべき議事の内容を明示し、会社の登録事務所および各取締役に送付しなければなりません。

定款に特段の規定がない限り、株主総会の定足数は、議決権株式の過半数を保有する株主本人または代理人の出席です。株主総会の開会時に定足数に足りていれば、出席した株主は会議の議事を進めることができます。総会開会時に定足数に足りていない場合、出席した株主は日時と場所を定めて会議を延期することができますが、他の議事を処理することはできません。

株主は他の自然人に対し、株主会議で自分の代理人として出席し投票する権限を与えることができます。委任状は全て書面に記し、当該株主による署名と日付を記載します。委任状の有効期限は署名日から 1 年以内、または委任状に規定するそれより短い期間となります。書面上の合意により、株主は自分の持分の投票方法を定める事ができます。

ただし、上述の手続きにしたがって株主総会を招集または実行することが現実的でない場合、法務担当取締役 (Director of the Legal Affairs Office) は株主総会の開催を求

める裁判所命令を申請することができます。この会議において、裁判所は通常の定足数の変更または免除を命じることができます。

全ての株主は、会社に自分の現住所を提出しなければなりません。提出していない場合、株主は株主総会開催の通知を受け取らなくとも異議を申し立てることはできません。

パートナーシップ

パートナーシップの概略は「2.1.2 パートナーシップ (Partnership)」で紹介しています。

ゼネラル・パートナーは、ゼネラル・パートナーシップの経営における各自の権限を決定することができます。リミテッド・パートナーシップにおいては、リミテッド・パートナーはパートナーシップに資本を拠出しなければなりません、事業を経営する権限はゼネラル・パートナーにしかありません。1人がリミテッド・パートナーとゼネラル・パートナーを兼務することは可能です。この場合、その人はゼネラル・パートナーの権利と義務を持ちます。ゼネラル・パートナーは1名以上のゼネラル・パートナーまたはゼネラル・パートナーではない人をパートナーシップの経営者に任命することができます。経営者 (manager) (1名または複数) は、法律とパートナーシップ契約の範囲内で事業を運営します。パートナーシップ契約に特段の規定がない限り、経営者はゼネラル・パートナーの過半数の投票によって罷免させられます。

2.2.5 会社資本・有価証券

有価証券と会社資本の構造

企業はその事業運営の資金を調達するための仕組みを有します。株主は自己負担分

を持分証券の形で企業に支払い、会社の基本定款において、会社の発行する有価証券の種類、各種類に認められる数、優先権、制限、および各種類の相対的権利を規定します。有価証券は株主に売られるときに「発行 (issued)」、株主に保有されている状態では「発行済み (outstanding)」になります。

会社は借入や内部留保を資本に組み入れることができます。会社の地位が確立して信用が高まるにつれ、借入は容易になります。

株式と配当

全ての会社は株主に対して登録株式（記名株式）を発行します。

別の株主から株式を譲り受けて株主になることもできます。事業の資産に対する請求権の序列の中で、株主の請求は劣後となります。もともと株主は、この劣後というポジションに対する埋め合わせとして会社の「所有権」を与えられ、事業が成功すれば高い収益を得る可能性もあります。株主が利益を得られるのは所有する株の株価が上昇した時だけです。

株主が利益を得られるもう一つの方法は、所有株式に対して支払われる配当です。配当は収益の一定の割り当てに基づいて企業から株主に支払われる報酬です。配当支払いは現金、財産、負債、または自社株によって行われます。取締役はそれが会社の定款に合致し、また会社に十分な資産があるとみなせば、会社の剰余金または純利益から配当を発表することができます。取締役は、配当の分配に利用できる会社資金を利用することによって、会社が事業の継続に使用するための特別積立金を別途確保することができます。

株式には様々な種類があります。普通株の所有者には次の権利が与えられます。

- 1) 株主総会で投票する。
- 2) 会社の発表したあらゆる配当を受け取る。

3) 解散に際して会社の残余財産を受け取る。

基本定款に別途記載がない限り、会社の株式は全て普通株とみなされます。普通株の所有者はリスクを負いますが、議決権、配当、資本増加などにより最大の利益を受けることもできます。

優先株は、普通株より先に配当を受けます。配当率はたいてい規定されています。一般に優先株には議決権がありません。

その他の株式の種類としては、転換株式、償還株式があります。

株式やその他の有価証券は、譲渡人の保証書（security certificate）を提出すれば、登録所有者以外の人に譲渡することができます。提出書類には次のものを含みます。

- 1) 認証された公正証書。または、
- 2) 裁判所命令もしくは遺産管理状の原本、または裁判所命令もしくは遺産管理状の認証コピー。または、
- 3) その証券が登録所有者に代わって次の者により譲渡されたことを述べた宣誓供述書。
 - 未成年者、無能力者または行方不明者の場合は法定代理人。または
 - 清算人。または
 - 破産管財人。

資本勘定

会社は発行した株式について、種類別の資本勘定を管理することが義務づけられています。

減資が会社の債務返済を妨げたり、会社の資産を負債総額より少なくしたりしない限り、会社は取締役の特別決議承認によって資本勘定を減らすことができます。ただ

し減資する額が換金可能資産で表されない場合には、このルールは当てはまりません。

有価証券記入帳

会社は、発行する株式やその他の証券を記録する記入帳をつけることを義務づけられています。記入帳には、有価証券の種類ごとに、証券所有者の名前と住所、各所有者の保有する証券の数、各証券の発行および譲渡日と詳細を記載しなければなりません。

この点については、商業企業法第3章第2部に詳しく記載されています。

2.2.6 既存事業の買収

既存事業の買収は、既存顧客や業者との関係、職員の経験といったメリットを会社にもたらすことができます。しかし同時にまた、既存事業の運営は柔軟性と敏捷さに欠ける可能性もあります。

既存事業の買収については他に検討すべき問題が様々あるため、このハンドブックでは扱っていません。

ビジネス・ヒント：助言を求める

既存事業の買収は複雑手続きなどが必要となる場合があるため、専門家に相談することを強くお勧めします。

2.3 投資適格プロジェクト (QIP: Qualified Investment Projects)

改正投資法の施行に関する政令第111/ANK/BK号（政令第111号）が、2005年9月27日にフン・セン首相によって署名されました。この政令は2003年3月に公布された

改正投資法の運用を可能にするものです。

改正投資法と政令第 111 号の最も顕著な特色は、カンボジア開発評議会（CDC）に登録申請を行う場合、申請書に必要な情報が全て記入されていれば、提出から 3 営業日以内に条件付投資登録証明書が付与されることです。条件付投資登録証明書には、投資適格プロジェクト（QIP）活動に必要な認可やライセンスなどが明記されます。最終投資登録証明書は条件付投資登録証明書の交付日から 28 営業日以内に交付され、当該 QIP に与えられる投資優遇措置も明記されます。政令第 111 号はまた、最終投資登録証明書が交付されても、申請者が必要な認可やライセンスを取得する義務が消失するわけではないと規定しています。

政令には、登録プロセスがさらに詳しく規定されています。QIP の登録には、登録手数料 700 万リエル（約 1,750 米ドル）を支払わなければなりません。この申請料金には、全ての関係政府省庁から承認、認可、ライセンス、登録を確保するための管理手数料が含まれています。

政令第 111 号に含まれるもう一つ重要な改正は、投資優遇措置の対象を拡大し、中小企業（SME）部門にも QIP 資格の獲得を促していることです。例えば、輸出向け衣料品製造に対する優遇措置の最低必要投資額を引き下げ（100 万米ドルから 50 万米ドルに）、生産品の 100%を輸出産業に供給する産業（最低必要投資額 35 万米ドル）や、多くの農業および食品加工活動も対象としています。詳しい情報は CDC に問い合わせるか、専門のアドバイザーに相談してください。

最低必要投資額を引き下げによって、現在カンボジア王国の投資家は近隣諸国の特定産業と同様の投資機会を与えられています。

QIP に関する追加情報を以下に紹介します。

QIP は、投資の種類に応じて CDC または州・特別市投資小委員会（PMIS:

Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities) に投資登録を行う必要があります。PMIS は投下資本 200 万米ドル未満の投資プロジェクトの審査と承認を行います。

投資優遇措置の対象とならない活動には、商業活動、輸送サービス（鉄道部門の投資を除く）、観光サービス、カジノおよび賭博事業、為替および金融業、メディア活動、専門サービス、不動産開発、タバコ製品の製造などがあります。

事業が QIP の資格を得て投資優遇措置の対象となるためには、投下資本が 10 万米ドルを超えなければなりません、通常これよりはるかに高い最低投下資本が要求されます。登録しようとする事業の投下資本が小規模の場合、専門アドバイザー（弁護士、会計事務所）の雇用を強くお勧めします。

3 商業登記の実務²²

3.1 個人事業の登記

「実態管理様式 (Real Regime)」(下記枠内を参照) の対象となる個人事業者²³は、商業省に登記する必要があります。

実態管理様式情報： MEF 省令第 795 号は、実態管理様式の対象になる個人事業者の基準を定めている。基準は次のとおり。

物品販売： 年間売上高 5 億 KHR 超

サービス： 年間売上高 2 億 5,000 万 KHR 超

政府契約： 年間売上高 1 億 2,500 万 KHR 超

個人事業者の売上高が上記の最低ラインを下回る場合、その個人事業者は推定管理様式課税制度 (通称「交渉方式」) の対象に該当する。

ステップ 1 - 個人事業者は、州・特別市商業局または商業省商業登記局の担当者 (Registry Official) に、個人事業者として営業を希望する自然人であることを連絡する。その際、登記担当者は個人事業者の名前確認を行う。

ステップ 2 - 個人事業者の登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

書類	
申請フォーム D (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 1、コピー 2)
所有者/申請者のパスポートまたは身分証明書のコピーに直筆の署名または指紋を添えたもの	3 通
個人事業者の写真 (4x6 cm)	3 枚
その他の営業許可書のコピー (あれば)	3 通
手数料	
公式登記料	12 万 KHR

ステップ 3 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、州・特別市商業局ま

²² MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

²³ 定義は税法 (2004 年 3 月付) 第 3 条。

たは商業省商業登記局に出向く。

ステップ 4 - 全ての書類を商業省商業登記局に提出する。

ステップ 5 - 州・特別市商業局または商業省商業登記局は、当該個人事業を商業登記簿に記載し、上記書類の受領日から 1 ヶ月以内に申請者に通知する。

州・特別市商業局または商業省商業登記局は、登記証明書を受け取りに来るよう申請から 1 ヶ月以内に個人事業者に通知します。

3.2 有限責任会社の登記

会社登記のためには、商業省商業登記局、所在する州・特別市内に会社登記のできる商業局がある場合は、その支部に直接出向き、申請を行う必要があります。

ステップ 1 - 商業省商業登記局で、会社名が使用可能であることを確認する。

初期段階での重要な決定事項は、会社名称の選択です。有効な会社名というのは、その製品やサービスに関係があり、発音やスペルが簡単で覚えやすい名前です。製品やサービスの特徴や利点がイメージとして浮かぶ、他にない名前が望ましいでしょう。

選んだ社名が既に存在する場合、申請者はそれに代わる名称を提示するよう求められます。申請者に代替名を選ぶ権限がない場合、株主か取締役と相談する必要があるかもしれません。名称の検索は 10 分程度で可能です。

ステップ 2 - 有限責任会社の登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

書類	
申請フォーム A (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
株主および取締役全員の身分証明書またはパスポートの コピーに直筆の署名または指紋を添えたもの	1 人につき 3 通
株主および取締役全員の写真 (4x6 cm)	1 人につき 3 枚
最低資本 400 万 KHR を確認する銀行照会状	原本 1 通
基本定款	3 通
手数料	
公式登記料 ²⁴	42 万 KHR

株主が法人 (会社) の場合

会社の株主が法人の場合、会社登記には次の追加書類が必要になります。

書類	
親会社の基本定款の認証コピー	1 通
親会社の登記証明書の認証コピー	1 通
各法人株主による、新会社における株主代表者の任命状	原本 1 通
法人株主代表者の写真	3 枚
法人株主代表者のパスポートまたは身分証明書のコピー に直筆の署名を添えたもの	3 通

ステップ 3 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、会社の取締役または株主は商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、会社の取締役または株主は、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、申請書を提出する。

ステップ 4 - 書類の処理と登記証明書の交付は最短 5 営業日で終了する。申請を州・特別市商業局で行った場合、10 日以内に仮の登記証明書が交付される。この仮登記証明書は 30 日間有効で、正式な登記証明書はこの有効期限内に交付される。

²⁴ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

ステップ5 - 商業登記局は、新規に登録された LLC のために、商業省の承認済みデザインにしたがって社印の作成手配をすることができる。

3.3 パートナーシップの登記

パートナーシップ登記のためには、商業省商業登記局、所在する州・特別市内に会社登記のできる商業局がある場合は、その支部に直接出向き、申請を行う必要があります。

ステップ1 - 商業省商業登記局で会社名が使用可能であることを確認する。

初期段階での重要な決定事項は、会社名称の選択です。有効な会社名というのは、その製品やサービスに関係があり、発音やスペルが簡単で覚えやすい名前です。

選んだ会社名称が既に存在する場合、申請者はそれに代わる名称を提示するよう求められます。申請者に代替名を選ぶ権限がない場合、パートナーシップのパートナーと相談する必要があるかもしれません。名称の検索は 10 分程度で可能です。パートナーシップの名称には、1 名以上のパートナーの名前を含まなければならないことに注意してください。

ステップ2 - パートナーシップの登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

書類	
申請フォーム A (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
各パートナーの身分証明書またはパスポートのコピーに直筆の署名または指紋を添えたもの	1 人につき 3 通
各パートナーの写真 (4x6 cm)	1 人につき 3 枚
最低資本 400 万 KHR を確認する銀行照会状	原本 1 通
パートナー全員が署名したパートナーシップの契約書	3 通

手数料	
公式登記料 ²⁵	42 万 KHR

ステップ 3 - 上記の書類を揃えた後、申請書上への署名受領のため、ゼネラル・パートナーは商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、ゼネラル・パートナーは、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、申請書を提出する。

ステップ 4 - 書類の処理と登記証明書の交付は最短 5 営業日で終了する。申請を州・特別市商業局で行った場合、10 日以内に仮の登記証明書が交付される。この仮登記証明書は 30 日間有効で、正式な登記証明書はこの有効期限内に交付される。

ステップ 5 - 商業登記局は、新規に登録されたパートナーシップのために、商業省の承認済みデザインにしたがってパートナーシップ印の作成手配をすることができる。

3.4 駐在員事務所²⁶の登記

駐在員事務所登記のためには、商業省商業登記局、所在する州・特別市内に会社登記のできる商業局がある場合は、その支部に直接出向き、申請を行う必要があります。

ステップ 1 - 駐在員事務所の登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

²⁵ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

²⁶ 業規則と商業登記に関する法律 (1995 年 6 月 26 日) ならびに改訂商業規則と商業登記に関する法律 (1999 年 11 月 18 日) 第 19 条。

書類	
申請フォーム E (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
親会社の基本定款の認証コピー	1 通
親会社の登記証明書の認証コピー	3 通
親会社による、駐在員事務所の所長またはマネージャーの任命状	原本 1 通
駐在員事務所の所長またはマネージャーの写真 (4x6cm)	3 枚
駐在員事務所の所長またはマネージャーのパスポートまたは身分証明書のコピーに直筆の署名を添えたもの	3 通
手数料	
公式登記料 ²⁷	42 万 KHR

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、駐在員事務所は商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、駐在員事務所は、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、申請書を提出する。

ステップ 3 - 書類の処理と登記証明書の交付は最短 5 営業日で終了する。申請を州・特別市商業局で行った場合、10 日以内に仮の登記証明書が交付される。この仮登記証明書は 30 日間有効で、正式な登記証明書はこの有効期限内に交付される。

3.5 外国企業の支店²⁸の登記

外国企業の支店登記のためには、商業省商業登記局、所在する州・特別市内に会社登記のできる商業局がある場合は、その支部に直接出向き、申請を行う必要があります。

ステップ 1 - 外国企業の支店の登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

²⁷ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

²⁸ 商業規則と商業登記に関する法律 (1995 年 6 月 26 日) ならびに改訂商業規則と商業登記に関する法律 (1999 年 11 月 18 日) 第 19 条。

書類	
申請フォーム E (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー1)
親会社の基本定款の認証コピー	1 通
親会社の設立証書の認証コピー	2 通
親会社による、現地支店の店長またはマネージャーの任命状	原本 1 通
店長またはマネージャーの写真 (4x6cm)	3 枚
店長またはマネージャーのパスポートまたは身分証明書のコピーに直筆の署名を添えたもの	3 通
手数料	
公式登記料 ²⁹	42 万 KHR

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、現地支店の店長またはマネージャーは商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、現地支店の店長またはマネージャーはその州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、申請書を提出する。

ステップ 3 - 書類の処理と登記証明書の交付は最短 5 営業日で終了する。申請を州・特別市商業局で行った場合、10 日以内に仮の登記証明書が交付される。この仮登記証明書は 30 日間有効で、正式な登記証明書はこの有効期限内に交付される。

ステップ 4 - 商業登記局は、新規に登録された支店のために、商業省の承認済みデザインにしたがって印の作成手配をすることができる。

3.6 カンボジア企業の支店の登記

支店登記のためには、商業省商業登記局、所在する州・特別市内に会社登記のでき

²⁹ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

る商業局がある場合は、その支部に直接出向き、申請を行う必要があります。

ステップ 1 - カンボジア企業の支店の登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

書類	
申請フォーム E (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
親会社の基本定款の認証コピー	1 通
カンボジア王国の親会社の設立証書の認証コピー	2 通
親会社による、外国支店の店長またはマネージャーの任命状	原本 1 通
店長またはマネージャーの写真 (4x6cm)	3 枚
店長またはマネージャーのパスポートまたは身分証明書のコピーに直筆の署名を添えたもの	3 通
手数料	
公式登記料 ³⁰	42 万 KHR

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、支店の店長またはマネージャーは商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、申請書を提出する。

ステップ 3 - 書類の処理と登記証明書の交付は最短 5 営業日で終了する。申請を州・特別市商業局で行った場合、10 日以内に仮の登記証明書が交付される。この仮登記証明書は 30 日間有効で、正式な登記証明書はこの有効期限内に交付される。

ステップ 4 - 商業登記局は、新規に登録された支店のために、商業省の承認済みデザインにしたがって印の作成手配をすることができる。

³⁰ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

3.7 州・特別市商業局での登記³¹

州・特別市の小企業（実態管理様式対象外の個人事業に限定）は、州・特別市商業局に1年間の事業許可（Business Permit）を申請することが可能です。これは商業省の事業登記ではなく、また、実態管理様式ではなく推定管理様式の対象となる非法人企業のみ当てはまります。交付された事業許可には州・特別市商業局の局長が署名します。

登記に必要な書類と手数料は以下のとおり。

書類	
事業許可申請フォーム（付属 CD-ROM にサンプル有）	1 通
申請者の履歴書	2 通
規則や規制を遵守し、公の秩序などを尊重して営業する旨の知事との合意書	2 通
申請者の身分証明書またはパスポートのコピーに直筆の署名または指紋を添えたもの	2 通
申請者の現在の写真（4x6 cm）	2 枚
企業の所在する事務所の正面玄関写真（サイズ 10x15 cm）	2 枚
土地権利書または借地契約書	2 通
手数料	
公式登記料	7 万 KHR

「ワンストップ情報窓口」が設置されている地域³²（2007 年現在ではシェムリアップ州とバタンバン州）では、事業許可には州知事が署名します。

事業許可の種類は以下のとおり。

事業分野	事業内容	手数料	承認に要する期間
1. 公共事業、輸送	オートバイ登録、輸送事業許可など	14USD	1ヶ月未満

³¹ MoC 省令第 045 号（1998 年 2 月 12 日）。

³² 省令第 84 号 URT UTS BrK（2004 年 12 月 21 日）。

2. 観光	- 来客用宿泊施設（5室以下） - 食料品店/レストラン（50席以下） - 観光客輸送手段（オートバイおよび5人乗り以下の自動車）	- 42,000 KHR - 12,000 ～52,000 KHR - 12,000～82,000 KHR	3日
3. 工業、エネルギー、鉱業	- 投下資本 1,000 万 KHR 以下または使用機械能力 12cc の製造業（衣料品、皮革品、ろうそくなど） - サービス業（機械修理、理髪店など） - 発電（75KVA 以下）	- 30,000～50,000 KHR - 20,000～60,000 KHR - 30,000～70,000 KHR	3日～2週間
4. 文化、美術	アートパフォーマンス、ビデオ製品、彫刻の制作と販売、広告バナーまたはポスターなど	7,000 ～ 50,000 KHR	3日
5. 商業	実態管理様式による法人所得税の納税義務を負わず、かつ年間売上高 600 万 KHR 未満の事業	5,000 KHR	3日
6. 写真付き証明書	証明書、事業免許、許可証など	700～1,000KHR	数分

3.8 輸出

自社製品の輸出を希望する会社は、次に述べる部局に登録します。

ASEAN 諸国への輸出

会社は多国間局（Multilateral Department、旧 ASEAN 局）に行き、ASEAN パートナ
 一国への特定製品の輸出に対する免税措置を受けるための原産国証明書を得ます。

米国またはカナダへの輸出

会社は一般特惠関税制度事務所に行き、米国/カナダへの特定製品の輸出に対する特惠関税を得ます。

欧州連合への輸出

会社は二国間局（Bilateral Department）に行き、EU への特定製品の輸出に対する免税措置を受けるための原産国証明書を得ます。

商業省貿易振興局は輸出者に各種アドバイス、情報、輸出促進指導、取引先紹介サービスなどを提供することができるため、同局を訪れるのも一案でしょう。貿易振興局は、見本市も計画します。

3.9 州・特別市からの登録事務所許可状

企業が営業活動の拠点をプノンペンに置く場合、商業省への登録に加え、プノンペン市役所に事業所の住所を登録する必要があります。企業がシェムリアップを営業拠点にする場合、シェムリアップ市役所に事業所の住所を登録する必要があります。

プノンペン市（市役所）への所在地登録に必要な書類は以下のとおり。

書類	
プノンペン市長宛の申請書	4 通
有限責任会社の場合、会社の基本定款のコピー	1 通
登記証明書のコピー	1 通
MoC から交付された事業免許のコピー	1 通
申請書の署名者の身分証明書またはパスポートのコピー	1 通
企業の所在する事務所の正面玄関写真(サイズ 10x15 cm)	2 枚
土地権利書または借地契約書またはそれに相応する書類	1 通
手数料	
公式手数料	無料

4 その他の登録実務

4.1 税金

4.1.1 税務管理

全ての会社は、事業活動の種類や年間売上高レベルに関係なく自己申告納付制度（実態管理様式課税制度）に基づく課税の対象となります。個人事業者は、事業活動と年間売上高によって自己申告納付制度の対象になる場合とならない場合があります。具体的には次のとおりです。

実態管理様式情報： MEF 省令第 795 号は、実態管理様式の対象になる個人事業者の基準を定めている。基準は次のとおり。

物品販売： 年間売上高 5 億 KHR 超
サービス： 年間売上高 2 億 5,000 万 KHR 超
政府契約： 年間売上高 1 億 2,500 万 KHR 超

個人事業者の年間売上高が上記の最低ラインを下回る場合、その個人事業者は推定管理様式課税制度（通称「交渉方式」）の対象に該当する。

例えば、個人事業者がサービスを提供し、年間売上高が 2 億 5,000 万リエル未満の場合、自己申告納付制度ではなく賦課課税制度（「推定管理様式」）の対象になります。

4.1.2 印紙税

新しく設立された会社、支店または駐在員事務所は、国税局の地方税務署に登録し、商業省への登記から 15 日以内に印紙税を納める必要があります。

商業省での登記日から 15 日以内に、全ての新規登記事業は所在する州・特別市税務署に行き、地方政府税/印紙税を納めなければなりません。税額はいずれ変更になるかもしれませんが、本ハンドブックの執筆時点では会社が 119,000 リエル、支店または駐

在員事務所が 115,500 リエルです。例えば、ある会社がプノンペンに事業活動の拠点を置く場合、プノンペン税務署に行かなければなりません。必要な書類は以下のとおり。

書類	
基本定款	2 通 (原本 1 通、コピー 1 通)
MoC の交付する登記証明書	3 通 (原本 1 通、コピー 2 通)
MoC の交付する事業免許	3 通 (原本 1 通、コピー 2 通)
事業所賃貸契約書	2 通 (原本 1 通、コピー 1 通)
身分証明書またはパスポート	コピー 1 通

事業所土地家屋の賃貸契約書は、賃貸人が自然人の場合は賃貸事業に対する（家主/賃貸人の）特許税申告書のコピーと一緒に、賃貸人が実態管理様式課税制度対象の会社または登録事業である場合には、特許税証明書と付加価値税証明書の両方のコピーと一緒に提出しなければなりません。

事業所が事業主の財産である場合、ファミリーブックとその所有権を証明する書状を地方当局から得て提出する必要があります。土地も所有している場合には、土地権利書類が必要です。すでに登記して印紙税を納めている事業が、登記中の新規事業に事務所の使用を許可する場合、新規事業は、事業所使用許可書/合意書と、既存企業の事業所賃貸に対する特許税申告書のコピー（事業所を賃貸している場合）、既存企業が事業所を所有している場合には不動産所有権の証拠を提出しなければなりません。

この時点で、事業の基本定款、登記証明書、事業免許には印紙が貼られ、日付が入ります。

4.1.3 税務登録

商務省に登記した事業が次に行うことは、税務局の中・高額納税局 (LMTB: Large and Medium Tax Payers Bureau) (事業の登録住所がプノンペンの場合) または州・特別市税

務署（事業の登録住所が州・特別市の場合）で税務登録し、納税者番号（TIN）を受け取ることです。必要な書類は以下のとおり。

書類	
MoC の交付する登記証明書	3 通（原本 1 通、コピー 2 通）
MoC の交付する事業免許	3 通（原本 1 通、コピー 2 通）
委任代理人の写真（4cm x 6cm）	2 枚
身分証明書またはパスポート	コピー 1 通
全て記入し署名した特許税申告書	原本 2 通
全て記入し署名した税務登録用紙	原本 2 通
州・特別市税務局からの公式受領証	コピー 1 通
該当する場合、賃貸契約書のコピー	コピー 1 通
州・特別市からの事業所在地承認状（あれば）	
基本定款	3 通（原本 1 通、コピー 2 通）
その他取得している事業許可（必須ではない）	

税務登録に出向いた際、会社は初年度の特許税を納めなければなりません。この税金は、実際には年次事業登録税です。登録が暦年（および政府会計年度）の下半期（7月1日～12月31日）に行われた場合、年間料金の半額のみが課せられます。年間料金は 114 万リエル（約 300 米ドル）です。初回の特許税納税は、事業登録から 15 日以内に行わなければなりません。以後、特許税はその会社の事業活動ごとおよび事業の所在地ごとに毎年課税されます。すなわち、会社が 2 種類以上の主要事業活動を行うことを税務当局に報告した場合、特許税はそれぞれの事業活動に対して課税されます。

会社は特許税申告用紙と公式特許税受領書、特許税証明書、LMTB からの公式の税務登録確認状（TIN を含む）を受け取ります。

4.1.4 付加価値税登録³³

課税対象の物品やサービスを提供する企業は、下記の基準に合致する場合は付加価値税（VAT）の登録が必要となります。

- 企業、輸入業者、輸出業者、投資会社。
- 3ヶ月連続で物品販売の課税対象売上高（VAT と非課税供給品を除いた総所得）が1億2,500万リエルを超える納税者。
- 3ヶ月連続でサービス提供の課税対象売上高が6,000万リエルを超える納税者。
- 課税対象総売上高が3,000万リエルを超える政府契約を請け負う納税者。

投資および輸出入事業は、業務開始前または納税者が課税対象者になる30日以内にVAT登録を行わなければなりません。しかし実際には、VAT登録はセクション4.1.3に述べた税務登録と同時に行われます。

4.2 知的財産権

知的財産（IP: Intellectual Property）とは、一般に創造性と知的努力の産物です。IPは発明やイノベーションを指す場合もあれば、取引で使う特別な名前やイメージ、あるいは独創的なデザインやアイデアの表現方法を指すこともあるでしょう。

カンボジア王国はIP保護のための包括的な法律を設けており、全ての主要な国際IP条約に適合しています。この法的枠組は創造性を促し、クリエイターたちが自らのイノベーションの対価を確実に得られるようにすることを意図しています。

IPは地域によって扱いが異なるため、保護の望ましい国では登録が必要でしょう。外国でIP権の申請を求める場合、その国の法律が適用されます。カンボジア王国外で

³³ 税法（2004年3月）第76条。

保護を得るためには、当該国において別個に申請を申し込む必要があります。そうした国で保護を得るには、その国で直接申請を申し込むか、あるいは特定の IP については既存の国際システムを通じて申し込むことができるでしょう。

カンボジア王国の主な IP 保護法は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS) に定められた基準を全面的に遵守しています。

商業省知的財産局は、保護法違反に対する苦情を調査し、捜査押収の大きな権限をもっています。

保護される品目によって、保護の選択肢はいくつかあります。

- 商標
- 特許、実用新案証明、工業意匠
- 著作権および関連する権利

4.2.1 商標と商号³⁴

物品（商標）やサービス（サービス・マーク）を区別することのできるマークやロゴは、商標として登録することができます³⁵。商標が紛らわしい、虚偽的である、あるいは既存の商標に酷似している場合、登録を拒否されます。

商標は顧客に事業を認識してもらうことに役立つため、最も強力なマーケティング手段のひとつになります。商標を登録することによって、その商標をもつ物品やサービスを保護することができ、他人や他の組織による複製を阻止することができます。

³⁴ 商標・商号・不正競争に関する法律（2002年2月7日）。

³⁵ 商標・商号・不正競争に関する法律（2002年2月7日）第2条。

商号とは、企業を識別して区別する名称および/または称号です³⁶。

商標の持ち主は自社の製品、サービスにその商標を利用する独占権を持ち、承諾なくその商標を使った者に対して訴訟を起こすことができます。

商標は文字、言葉、名前、署名、数字、意匠、銘柄、ラベル、チケット、形、音、色、包装の側面、またはこれらの組合せが考えられます。

偽造商標を付けた物品の販売や輸入、物品向けに偽造商標を製造するための機器の所持または使用を含め、商標の不正使用は、カンボジア王国では違法です。

自然人または法人は、商標・商号の登録を円滑に進めるために、専門のアドバイザーを雇用することも一案です。商業省知的財産局への商標登録に必要な書類は以下のとおりです。

書類	
商標登録申請書 ³⁷ (付属 CD-ROM サンプル有)	1 通
商標の見本 (国際分類の当てはまるクラス (1 種類または複数) 別に記載する)	15 セット
手数料	
公式手数料	20 万 KHR ³⁸

4.2.2 特許、実用新案証明、工業意匠³⁹

カンボジア王国では、特許は特許・実用新案・工業意匠に関する法律 (2003 年 1 月 22 日) によって保護されています。

³⁶ 商標・商号・不正競争に関する法律 (2002 年 2 月 7 日) 第 2 条。

³⁷ 政令第 64 号 (2006 年 7 月 12 日) 第 3 条は、申請書は無料で申請者に提供することと定めている。

³⁸ MEF 省令第 457 号 (2007 年 6 月 8 日)。

³⁹ 特許・実用新案・工業意匠に関する法律 (2003 年 1 月 22 日)。

特許

特許は「発明」を保護するために与えられる権限です。発明とは発明者のアイデアであり、実際には技術分野の特定の問題に対する解決方法をいいます⁴⁰。発明は製品や製品の製造プロセスに関連します。

特許を受けることのできる発明の条件は、i) 新しく、ii) 進歩性をとめない、かつ、iii) 工業的に応用可能であることです⁴¹。発明の中でも、例えば営業方法などのように、特許を受けることのできない種類の発明もいくつかあります。

一度登録されれば、特許の譲渡や使用許諾は自由に行うことができます。特許の権利は発明者に属しますが、発明が雇用契約の過程で行われた場合は、特に異なる契約を交わしていない限り、特許の権利は雇用主に属します⁴²。

特許とは、法律によって特許権者に与えられる発明に対する独占権で、最大 20 年間有効です。特許権者は発明の商業利用から利益を得ることができるため、特許は新たな発明の促進に役立ちます。

実用新案証明

実用新案証明は実用新案の保護のために付与される証明書です。実用新案とは、新規で工業的に応用可能な発明であり、製品もしくは製品の製造プロセスまたはそれらに関連するものです。特許に求められる進歩性は不要です⁴³。

特許または実用新案証明の申請

特許または実用新案証明の登録申請は、鉱工業エネルギー省産業財産局で行います。

⁴⁰ 特許・実用新案・工業意匠に関する法律（2003 年 1 月 22 日）第 3 条。

⁴¹ 特許・実用新案・工業意匠に関する法律（2003 年 1 月 22 日）第 5 条。

⁴² 特許・実用新案・工業意匠に関する法律（2003 年 1 月 22 日）第 14 条。

⁴³ 特許・実用新案・工業意匠に関する法律（2003 年 1 月 22 日）第 69 条。

申請には省令に規定された次の書類が必要です⁴⁴。

- 特許および実用新案証明の申請は、フォーム No 1P/UM で行う。(付属 CD-ROM にサンプル有)
- 申請書には各申請者の名前、住所、国籍、居住地、および各申請者の署名を記入する。
- 申請者が発明者本人の場合、申請書にその旨を明記する。申請者が発明者でない場合、各発明者の名前と住所を記載し、特許および実用新案証明に対する申請者の権利の正当性を述べた声明を添付する。
- 代理人が申請者を代表する場合、申請書にその旨を示し、代理人の名前と住所を記載する。
- 発明の名称は短く明確なものとする。

ビジネス・ヒント：助言を求める

特許および実用新案証明の登録は複雑で、長引く場合があります。こうした事柄に精通した弁護士か知的財産の専門家に依頼し、申請を支援してもらうことを強くお勧めします。

工業意匠⁴⁵

保護可能な工業意匠は、線や色の構成物、三次元の形状、または線や色との関係の如何を問わないその他の素材です。ただしその前提として、こうした構成物、形状または素材は工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、工業製品や手工芸品の模様の役を果たすことができ、視覚で判断可能でなければなりません。

⁴⁴ MIME 省令第 766 号 DIP.PRK (2007 年 5 月 28 日) 規則 5~7。

⁴⁵ 特許・実用新案・工業意匠に関する法律 (2003 年 1 月 22 日) 第 89 条

工業意匠の登録申請

工業意匠の登録申請は鉱工業エネルギー省産業財産局で行います。申請には省令に規定された以下の書類が必要です⁴⁶。

- 工業意匠の登録申請（その工業意匠を具体化する物品の図面、写真またはその他適切な図解、その工業意匠を使用する製品の種類の指示を含む）を産業財産局に行う。
- 工業意匠の登録要請はフォーム N° 1 ID で行う。（付属 CD-ROM にサンプル有）
- 申請書には各申請者の名前、住所、国籍、居住地、および各申請者の署名を記入する。
- 申請者が創作者本人の場合、申請書にその旨を明記する。申請者が創作者でない場合、各創作者の名前と住所を記載し、工業意匠の登録に対する申請者の権利の正当性を述べた声明を添付する。
- 代理人が申請者を代表する場合、要請にその旨を示し、代理人の名前と住所を記載する。
- 申請者が当該工業意匠または当該申請に含まれる意匠の公表の延期を求める場合は書面で申請し、希望延期期間を示すこと。

ビジネス・ヒント：助言を求める

工業意匠の登録は複雑で、長引く場合があります。こうした事柄に精通した弁護士か知的財産の専門家に依頼し、申請を支援してもらうことを強くお勧めします。

4.2.3 著作権⁴⁷

著作権は小説、ソフトウェア・プログラム、演劇、音楽、絵画などの作品を保護し

⁴⁶ MIME 省令第 707 号 DIP.PRK。

⁴⁷ 著作権および関連する権利に関する法律（2003 年 3 月 5 日）。

ます。一般に、著作物の著者は自分の作品の複製、出版、演奏、伝達および翻案を行う権利を有します。これらの権利によって、著作者は作品の商業利用の管理が可能になります。

ビジネス・ヒント：助言を求める

著作権の登録は複雑で、長引く場合があります。こうした事柄に精通した弁護士か知的財産の専門家に依頼し、申請を支援してもらうことを強くお勧めします。

4.3 ライセンス

新規事業立ち上げに際し、どのようなライセンスが必要なのかは非常にわかりづらいものです。実際、カンボジア王国で SME に適用されるライセンスは 75 種類あり、それを交付する省庁も多岐にわたります。では、どこへ行けば自分の事業に当てはまるライセンスがわかるのでしょうか。付属の CD-ROM にそのリストが含まれています。あるいは、www.mime.gov.kh から SME 小委員会の SME ウェブ・ポータルにアクセスすると、カンボジア王国で SME に対して交付される全てのライセンスが記載されています。また、それぞれのライセンスが必要な事業をまとめた表と、申請書のサンプルおよび申請先も記載されています。

4.3.1 ワンストップ情報窓口と SME ポータル

上述のとおり、SME ウェブサイト (www.mime.gov.kh) を見れば、i) 広範囲にわたる SME 関連の情報を容易に検索でき、ii) 事業ライセンス苦情ホットラインに連絡することができます (下記参照)。

SME ウェブサイト上で法規制情報を扱うこの「ワンストップ情報窓口」は、SME に影響するほとんどのライセンスについて詳しい情報を提供しています。ライセンス申

請書のコピーもこのサイトからダウンロードできます。また、掲載された全てのライセンスに関する申請の提出先についても詳細が明示されています。

4.3.2 事業ライセンス苦情ホットライン

SME 小委員会は、政府省庁によるライセンス付与に関連して下された行政上の決定について、民間セクター、特に SME からの苦情や不満を受け付けるホットラインを設けています。例えば、ライセンス申請の処理に不当な遅れがあった場合などは、ホットラインにご連絡下さい。

事業ライセンス苦情ホットライン

電話番号： 023 222 504

E メール・アドレス： Hotline@mime.gov.kh

ホットラインについての詳細は www.mime.gov.kh、またはホットラインの仕組みを説明したパンフレット（付属 CD-ROM 参照）をご覧ください。

4.4 労働・職業訓練省への登録

1997 年公布のカンボジア労働法は、カンボジア王国における労働条件の改善、個別・団体交渉の促進、個別・団体労働争議の解決、労働者と被雇用者の衛生・安全および一般的な労働条件の確保を目的として導入されました。カンボジア労働法は労働・職業訓練省によって実施および執行され、特定の例外が適用される場合を除き、カンボジア王国のあらゆる労働者、被雇用者および雇用者に適用されます。

労働法に基づき、カンボジア王国で事業を営み職員を雇用する企業は、雇用する職

員が 8 名未満で機械を使用しない場合には、営業開始から 30 日以内に労働・職業訓練省に登録することが義務づけられています。企業が 8 名以上の職員を雇用する場合には、実際の営業開始前に労働・職業訓練省に登録を済ませなければなりません。

事務所登録をした事業がブノンペンまたは他の州で営業する意向であれば、商業省への登記に加え、それぞれ総合労働局または州労働局への登録が必要です。例えば、会社がブノンペンで事業活動をするつもりなら、ブノンペン市総合労働局（General Department of Labor）に会社を登録する必要があります。会社がシェムリアップで事業活動を行うつもりならば、シェムリアップ市の労働局に会社を登録しなければなりません。

この登録プロセスに関しては、専門アドバイザーを雇うこともできます。

ステップ 1 - 労働登録に必要な書類の提出先は、事業の登録住所がブノンペンならばブノンペンの労働・職業訓練省労働監査局、登録住所が別の州であればその州の労働・職業訓練局となる。会社がブノンペンで住所登録している場合、登録には以下の書類の提出が義務づけられている。

書類	
職員を雇用する全ての事業	
MVLT に対する企業の営業開始の申告書	2 通
MVLT に対する企業の当初職員リストの申告書	2 通
MLVT に対する企業登記簿の申請書	2 通
MLVT に対する貸金台帳の申請または電子貸金元帳を使用するための承認状の申請書	2 通
基本定款	コピー1 通
登記証明書	コピー1 通
事業免許	コピー1 通
8 人以上の職員を雇用する事業	
職員代表者の選出会議の議事録（8 人以上の職員を雇用する企業に適用）（半年ごとに更新）を MLVT に登録	2 通
社内就業規則（8 人以上の職員を雇用する企業に適用）を MLVT に登録	2 通

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、プノンペンの労働・職業訓練省労働監査局に提出する。

ステップ 3 - 労働監査局が承認書類を処理する。

プノンペンの労働監査局から承認書を受け取った後、労働・職業訓練省の人材雇用局 (Department of Manpower and Employment) に外国人職員の就労許可とカンボジア人職員の労働帳簿 (labor book) を申請する必要があります。

外国人職員のための就労許可と雇用カードを取得します。これには (i) 外国人職員の採用を認める年間割当 (年次採用枠) の取得、(ii) 各外国人雇用契約の登録 (新たに雇用した外国人被雇用者ごとに登録し、既存の外国人被雇用者については半年ごとに更新する)、(iii) 外国人職員のための就労許可の取得 (年次採用) が含まれます。

必要な書類は以下のとおり。

外国人職員用の書類	
MLVT に対するカンボジア人職員向け労働帳簿の申請書	1 通
MLVT に対する外国人職員の年間割当の申請書	2 通
MLVT に対する外国人職員の就労許可の申請書。外国人雇用契約の登録を含む	1 通

継続的な雇用義務については「6 従業員の雇用」を参照してください。

5 事業経営

5.1 クメール名⁴⁸

会社名称はクメール語で表示する必要があり、別の言語の名称がある場合は、クメール名をその上側により大きな文字で配置しなければなりません。クメール名は別の言語による名称と同じ音声で発音するものとします。

事業は全ての印章、署名、レターヘッド、事業運営上使用するフォームや書類、カンボジア王国内の全ての公共広告にクメール名を表示しなければなりません。

ただし、カンボジア王国外では別の言語による名称を使用することができます。

5.2 年次申告⁴⁹

パートナーシップおよび会社は、商業省商業登記局にそれぞれ年次申告を提出しなければなりません。パートナーシップまたは会社は年次申告において、後述の表 1 に示す情報項目の変更を報告することが義務づけられています。

どの項目にも変更がなかった場合でも、商業省商業登記局が管理する電子事業レジストリ上活動中のステータスを維持するために、事業は年次申告を提出する必要があります。

商業省商業登記局は、会社やパートナーシップに対し、年次申告テンプレートのコピーを無料で提供する義務があります。

商業省商業登記局は、会社やパートナーシップの年次申告作成を支援する義務があ

⁴⁸ 商業企業法（2005年6月19日）第5条。

⁴⁹ 商業企業法（2005年6月19日）第7条。

ります。Appendix3 と付属 CD-ROM に年次申告用紙のテンプレート⁵⁰があります。

毎年年末に年次申告を提出しなかった会社は、商業大臣の決定する金額を罰金として科せられます⁵¹。年次申告を3年連続で提出しなかった会社は、違法会社とみなされます。また、商業省からその会社に交付された全ての書類または許可は、無効とされます。その会社の取締役が取り消された書類を商業目的で故意に使用した場合、裁判所から起訴されます。⁵²

表1： 事業が年次申告で変更を報告しなければならない情報

変更した項目	パートナー シップ	有限責任会 社	外国企業の駐 在員事務所/ 支店	子会社
名称	✓	✓	✓	✓
登録事務所の住所	✓	✓	✓	✓
登記資本金	✓	✓	✓	✓
株主の名前と各株主の 所有する株式数		✓	✓	✓
株主の現住所		✓	✓	✓
取締役の構成と再構成		✓	✓	✓
事業の目的	✓	✓	✓	✓
登録 ISIC コード、国籍、 企業の形態	✓	✓	✓	✓
MoC から付与されたラ イセンス	✓	✓	✓	✓
CDC から付与されたラ イセンス	✓	✓	✓	✓
その他保有するライセ ンス		✓	✓	✓

⁵⁰ このテンプレートは正式な申請フォームの項目を分かりやすく仮和訳したものです。実際の申請の際には、正式な申請フォームをご利用下さい。

⁵¹ 商業企業法（2005年6月19日）第290条。

⁵² 商業規則と商業登記に関する法律（1995年6月26日）ならびに改訂商業規則と商業登記に関する法律（1999年11月18日）第43条。

5.3 財務報告

5.3.1 会社の年次財務諸表⁵³

商業企業法上、会社の取締役は毎年の年次株主総会で株主に年次財務諸表を提示することが義務づけられています。財務諸表に含むべきものとしては、現会計年度と過年度の比較財務諸表、監査報告書、および会社の基本・付属定款または株主の全会一致に基づき要求される会社の財務状態に関するその他の情報があります。取締役は年次財務諸表に承認の署名をしなければならず、また年次株主総会の遅くとも 21 日前には、財務諸表と関係書類のコピーを株主に送らなければなりません。

会社の株主とその代理人および法定代理人は、会社の通常の営業時間中に年次財務諸表を調べ、無料で抜粋することができます。また、監査報告書が添えられ取締役による承認がある場合を除き、会社が年次財務諸表のコピーを発行したり配布したりすることは認められません。

5.3.2 監査のための財務諸表提出義務⁵⁴

企業会計、監査および会計業に関する法律第 16 条にしたがい、クメール国籍または外国籍をもち、カンボジア王国内に定住し、以下に挙げる基準のうち 2 つを満たす全ての企業、自然人または法人は、法律にしたがいカンボジア公認会計士・監査士協会（KICPAA: Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors）の監査士リストに登録されている独立の監査士による監査を受けるために、自らの年次財務諸表を提出する義務があります。

- 年間売上高 30 億リエル以上。

⁵³ 商業企業法（2005 年 6 月 19 日）第 228～232 条。

⁵⁴ MEF 省令第 643 号 SHV Br.k.

- 総資産 20 億リエル以上（監査対象年度に所有する資産の平均価値に基づく）。
- 従業員数 100 人以上（監査対象年度に雇用する平均従業員数に基づく）。

上記基準のうちいずれか 2 つを満たす企業はカンボジア会計基準（CAS: Cambodian Accounting Standards）にしたがって財務諸表を作成しなければなりません。初年度の監査後、企業が上述の規定基準を満たさなくなったとしても、後続年度も引き続き CAS にしたがって財務諸表を作成し、独立監査を受ける必要があります。

監査は、財務諸表の年度末締め切りから 6 ヶ月以内に完了しなければなりません。

5.4 財務報告テンプレート

経済財務省は、2006 年 6 月に、SME 対象の標準財務報告テンプレート「中小企業向け財務報告テンプレート（FRT）」を導入しました。導入の狙いは、SME が銀行や金融機関に対する融資の申込みや、財務諸表を要するその他のニーズの申請を現行法規に従って行う際の補助ツールとすることです。

付属 CD-ROM には FRT を導入する省令⁵⁵、FRT テンプレート、注釈、財務諸表の作成に役立つ便利なスプレッドシートが含まれています。

上述の FRT 書類一式には、財務諸表を構成するさまざまな項目や諸表に含まれる用語を平易な言葉で解説した定義セクションや、企業にとって会計記録を維持し、財務諸表を作成することがなぜ重要かを示した簡単な説明もあります。

省令においては、SME とは事業活動を営む企業であって、カンボジア会計基準に基づく財務諸表の作成義務の対象ではなく、かつ、申告データまたは検査に基づき下記の 3 つの基準のうち 2 つを満たすものとみなされます。

⁵⁵ 中小企業向け財務報告テンプレートの導入に関する省令（2006 年 6 月 16 日）。

1. 最大総労働者（従業員）数が 11～100 人。
2. 年間売上高が 1 億リエル以上 2 億 5,000 万リエル未満。
3. 総資産が 1 億リエル以上 2 億 5,000 万リエル以下。

国家会計評議会は、社内管理用としても、融資申込みのための銀行への提示用としても、SME が財務諸表の作成の土台に FRT テンプレートを使用することを奨励しています。

5.5 納税義務

実態管理様式課税制度（RRTS）は、自己申告納付制度に基づいています。納税者は、税法や改正税法にしたがってさまざまな納税申告書を作成し、税務当局に提出した申告書に基づき適正な額の税金を納める責任があります。

5.5.1 年次納税義務

5.5.1.1 法人所得税

税法は居住企業の利益に対し 20%の税率を規定しています。法人所得税は、カンボジア王国国内所得と国外源泉所得の両方に適用されます。

課税対象利益は、控除対象ではない（あるいは制限対象の）さまざまな経費に対する会計上の利益を調節して計算します。

控除不可能または制限対象の経費には次のものがあります。

- 利息
- 接待費、遊興費、交際費
- 税務局、関税局またはその他の政府機関（裁判所を含む）によって課せられた課

徴金および罰金

- 寄付、助成金、補助金
- 税務局が決定した税金
- 冗費および/または非関連営業費

納税者の課税対象利益（または損失）は、法人所得税申告書で計算されます。この申告書は、課税年度の翌年3月31日より前に税務局に毎年提出しなければなりません。

付属 CD-ROM には年次納税申告書⁵⁶のサンプル（フォーム TOP 01）と、簡易年次納税申告書の記入方法を示したガイダンス文書が併せて収録されています。

5.5.1.2 最低課税

最低課税は法人所得税の分離課税で、法人所得税の前納に似ており、売上高の1%で計算されます。最低課税は、最低課税が法人所得税よりも大きかった場合にのみ課税されます。最低課税は年度末に計算されますが、法人所得税の月次前納によって完全に清算されます。

5.5.1.3 特許税

すべての企業は税務局に毎年登録し、毎年3月31日までに114万リエル（約285米ドル）の特許税（事業登録税に連動）を納めなければなりません。納税額を納めると、税務局によって特許税証明書が発行されます。

納税者がいくつか異なる種類の事業を営んでいる場合、各事業活動に対して別々の特許税証明書が必要になります。さらに、納税者がいくつかの異なる市や州で営業し

⁵⁶ MEF 省令第 004 号 SHV.Sor Chor Nor (2006 年 1 月 18 日)。

ている場合には、場所ごとに別個の特許税証明書が必要となります。

5.5.2 月次納税義務

5.5.2.1 法人所得税の前納

納税者は法人所得税の前納金として、月間収入/年間売上高の 1%を納めなければなりません。この納税は毎月行い、年度納税の際に納めるべき法人所得税額から相殺されます。

この税金は翌月 15 日までに月単位で納税します。

5.5.2.2 給与税と付加給付税

給与税

会社は、給与、賃金および全従業員に支払うその他の報酬から給与税を控除する責任があります。従業員に対する税率はカンボジア人も外国人も同じで、最高限界税率は、1ヶ月あたり 1,250 万リエル（約 3,125 米ドル）を超える所得部分に対して 20%となっています。

カンボジア王国内居住者は、国内および国外源泉給与所得が課税対象となり、非居住者はカンボジア王国内源泉給与所得に対してのみ課税されます。

被雇用者と雇用者は、給与がカンボジア王国内と国外のいずれかで支払われた場合でも、カンボジア王国における給与税の納税に共同責任を負います。ただし実際には、税務局は第一に雇用者に給与税の支払いを求めます。

納税は月単位で求められ、翌月 15 日までに納めなければなりません。

付加給付税 (FBT)

付加給付税は、1 人の従業員に対して提供される付加給付総額の 20%が課税されます。付加給付額は、全ての税金を含めた公正な市価となります。付加給付額には全ての税金が含まれているため、付加給付総額を 80%で除してグロスアップ計算し、グロスアップ額に対して 20%の税率を適用します。計算を単純化するために、付加給付の「キャッシュ・コスト」に 25%を掛けます。

付加給付には次のものが含まれます。

- 自動車の私的使用
- 食事と宿泊
- 公共設備（水道、電気、電話）と家政婦
- 無利子または有利な利率で社員に提供されるローン
- 原価以下での物品の社員販売
- 雇用者の事業活動と無関係な教育の社員への提供、または社員の未成年の子に対する教育の提供
- 階級や地位にかかわらず全社員に対して支払われるものとは別の、生命および健康保険料。
- 法律によって規定された上限を超える、社会保障基金への支払い
- 社員の月給の 10%を超える、年金基金への支払金額
- 遊興・レジャー目的の出費
- 過度分の営業費

FBT は月単位で課税され、月次給与・付加給付納税申告書に給与税と一緒に申告して翌月 15 日までに税務局に提出します。

5.5.2.3 源泉徴収税 (WHT)

カンボジア王国内居住者への支払い

カンボジア王国内で事業を営む納税者は、居住主体に対するカンボジア王国内源泉所得の次の支払いから、源泉徴収税 (WHT) を控除することが義務づけられています。

支払いの内容	税率
経営、コンサルティングおよび類似するサービスを含む、自然人のサービス	15%*
無形資産および鉱物、石油または天然ガス利権に対するロイヤリティ	15%
利子支払い（国内の銀行または貯蓄機関、政府機関、慈善団体に支払う利子を除く）	15%
動産または不動産の賃貸	10%

* 支払いの受取人が RRTS に登録している場合、WHT は適用されない。

非居住者への支払い

カンボジア王国内で事業を営む納税者は、非居住者に対する次の支払いからも WHT を控除することが義務づけられています。

支払いの内容	税率
利子および配当金	14%
財産の使用に関連するロイヤリティ、賃料およびその他の支払い	14%
経営または技術サービスに対する報酬	14%
配当金	14%

税金は月単位で課税され、翌月 15 日までに納税します。

5.5.2.4 付加価値税

付加価値税 (VAT) は、VAT 納税者による課税対象となる物品およびサービスの供

給に適用されます。VAT 納税者とは、商業省に登録した全ての企業と、その他 VAT 納税者として登録した企業、すなわち全ての RRTS 対象企業ということになります。

企業は、カンボジア王国内における課税対象供給物の全ての売上に対しては 10%、カンボジア王国から輸出する課税対象物の売上に対しては 0%の VAT を課することが義務づけられます。VAT 規定に基づき登録した企業は、売上 VAT から購入物に課せられた仕入 VAT を相殺することができます。

課税対象供給物とは、免税対象物を除く全ての製品と定義されます。免税対象物は VAT の対象にならず、次のものを含みます。

- 公共郵便サービス
- 病院、診療所、医療、歯科サービスならびにそれらのサービスの実施に付随する医薬品および歯科用品
- 完全国有の公共交通機関による旅客輸送サービス
- 保険業務
- 主要金融サービス
- 関税を免除された個人用物品の輸入
- 経済財務省によって認められた、公益のための非営利活動

VAT は月単位で課税され、翌月 20 日までに納税します。

5.5.3 税務監査

税法は税務局に対し、納税者の活動の監査を実施し、納税者が税法、改正投資法および税規制にしがっていない場合には、税金の更正決定をする権限を与えています。税務局が税の更正決定を行う期間は、月次または年次納税申告の提出後 3 年間とされています。ただし、納税者が課税規定の実施を妨害した証拠があるときは、この期間

は 10 年に延長されます。妨害の定義はきわめて広く、締め切りとなる 30 日以内に納税申告書を提出しないことも含まれます。

税務局が行う税の更正決定は、納税者が提出した月次および年次納税申告書に基づきます。加えて税務局は、納税者の提出した他の申告や情報および税務局が他のソースから受け取った情報も頼りにすることができます。行われた評価は恣意的なものと考えられ、実際の所得や出費に基づいたり、経営または法定会計と照合したりはしないこともあります。

税務局による更正決定について紛争が持ち上がった場合、立証責任は納税者にあります。

5.5.4 罰則

税法およびその規制に違反すると、追徴税が課せられます。追徴税率は違反の性質によって次のように決定されます。

- 納税者に過失があると見なされる場合は 10%。納めた税金の不足分が課税規定により決定された税額の 10%未満であるか、納税者が課税申告を提出しなかったか、または納税期日までに税金を支払わなかった場合に、その納税者に過失があるとみなされる。
- 納税者に重大な過失があると見なされる場合は 25%。納めた税金の不足分が課税規定により決定された税額の 10%以上であるか、税務当局から督促状を受け取った後 15 日以内に納税しない場合に、その納税者は重大な過失があるとみなされる。
- 納税者が一方的課税査定を受け取る場合、追徴税額は未払いの税金の 40%となる。納税者が税法にしたがって適切な会計記録や文書を維持していない場合、税務局

は一方的課税査定を交付することができる。

加えて、納税の遅延や納税申告書の提出の遅延に対しても、1ヶ月あたり2%の利息とともに追徴税が課せられます（利子罰則に上限なし）。

最後に、脱税をはじめとする一定の行為は、企業の取締役、管理者または株主に対する刑事訴訟捜査につながる可能性があります。

5.5.5 記録管理

全ての会計帳簿、会計記録およびその他の文書を10年間保管しなければなりません。

納税者は税法によって、カンボジア一般勘定科目一覧表にしたがって記録を維持することが義務づけられています。加えて、会計記録はクメール語で維持し、クメール・リエルで表示することが義務づけられています。上記の課税規定にしたがって帳簿と記録を維持することができなかった納税者は、一方的課税査定の対象となる恐れがあります。

カンボジア王国の会計年度は暦年であり、会計は会計年度末後の3月31日までに税務局が受け取らなければなりません。

6 従業員の雇用

6.1 規則と規制

起業者は、雇用者になる可能性が高いでしょう。したがって、労働条件から法令や公式政策にいたるまで、カンボジア王国の雇用条件を理解する必要があります。

コミュニティ法律教育センター（CLEC: Community Legal Education Center）の労働プログラム・ユニットは、労使紛争を防ぐためにカンボジア労働法における被雇用者と雇用者の権利と責任を解説したブックレットを作成しています。このブックレットは付属 CD-ROM および CLEC のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.clec.org.kh>

または、下記に問い合わせることも可能です。

Office: #54, Street 306,
Sangkat Boeung Keng Kang 1,
Phnom Penh, Kingdom of Cambodia.

さらに CLEC にメールで問い合わせることもできます（Clec-lpu@clec.org.kh）。

CLEC 労働プログラム・ユニットの現在の仕事の大部分は、組合員、経営者、政府代表者、警察隊、弁護士、判事をはじめとするカンボジア王国の雇用セクターの主要関係者を指導することです。労働プログラム・ユニットはまた、労働の権利や義務その他労働関連の問題に関する多数の出版物や教材の制作と普及にも積極的に取り組んでいます。

6.1.1 基本的な労働市場情報

カンボジア王国の雇用に適用される基本的な法令は、必ず知っておく必要があります。参考になるテキストとしては次のものがあります。

- (i) 労働法 - 雇用の最低条件や労使関係を規制。
- (ii) 国際労働機関 (ILO) 衣料産業に関するカンボジア労働法ガイド (ILO で入手可)

加えて、雇用者は職場が職員にとって安全であることを確保しなければなりません。労働安全に関する問題やガイドラインについての情報は、ILO の「衣料産業に関するカンボジア労働法ガイド」に記載されています。また付属 CD-ROM に収録された CLEC ブックレットでも有益な基本情報が得られます。

6.1.2 従業員の採用

雇用者が労働者を採用するには、その前にカンボジア王国の労働市場、法令、被雇用者の権利と利益を理解する必要があります。ILO のガイドにはより詳しい情報が掲載されています。世界の大部分の国がそうであるように、外国人の採用には追加の手続きが必要になります。就労許可に関する情報は ILO ガイドや労働・職業訓練省で入手できます。

全ての雇用者は労働・職業訓練省への登録が義務づけられています。

6.1.3 雇用の終了

解雇は求人市場で繰返し生じる問題です。雇用者は労働者の解雇に関する問題を知

っておく必要があります。一般には、雇用契約の条件によって契約の終了方法が決まります。有期契約の場合、契約は期限満了を以て終了します。しかし契約が無期限の場合には、いずれかの当事者が契約条件に指定されている必要な通知を行うことによって終了させるか、または労働法に規定された期間を以て終了することができます。

6.2 雇用関連手続

継続要件 (初期登録にも必要)

- 企業が労働者を雇用または解雇したときは、労働・職業訓練省人材雇用局に人員の変更申告を提出する。申告は変更が生じるたびに書面で MLVT に提出しなければならない。
- 外国労働者の割り当て申請を提出する (年次要件)。
- 外国人雇用契約を登録する (新規採用の各外国人従業員に必要で、既存の各外国人従業員については半年ごとに更新)。
- 外国人職員の就労許可を申請する (年次要件)。
- 職員代表選出会議の議事録を登録する (半年ごとに更新)。

6.3 採用

企業はカンボジア労働法を遵守しなければなりません。

6.4 労働時間と最低賃金

所定労働時間は 1 日 8 時間、週 48 時間を上回ることはできません。

最低賃金は法律で定められていません。但し例外として衣料品・履物産業については試用期間中が1ヶ月当たり45米ドル、その後は同50米ドルと定められています。

法律では、賃金は「人間の尊厳と両立するまともな生活水準」を確保しなければならないとだけ述べています。

6.5 祝祭日

毎年、労働・職業訓練省は公的な祝祭日のリストを発表します。全ての企業の従業員は、その祝祭日を休み、尚かつ通常の就業日と同じ賃金の支払いを受ける資格があります。

2007年8月3日にカンボジア政府は省令第93号 SD.BK を公布し、2008年公務員および従業員/労働者向け休日カレンダーを発表しました。この省令は付属のCD-ROMに収録されています。

7 事業の変更と任意の事業活動停止

7.1 事業の変更

事業の変更を希望する理由は様々あり、状況によっては変更を余儀なくされる場合もあるでしょう。所有権の変更や資本の調達を行う場合もあります。事業タイプ、内容ごとに、納税義務や法的義務は異なります。

変更の代表的なものとしては、所有権/株保有の変更、基本定款の変更、支店の閉鎖などがあります。

ビジネス・ヒント：助言を求める

事業の変更は複雑になる場合があるため、変更計画について弁護士または会計士と相談することが重要です。

事業内容の変更に伴い、多くの場合基本定款の修正が必要になります。基本定款の修正については「7.2 基本定款の修正」で説明します。

7.2 基本定款の修正⁵⁷

有限責任会社は、回数と時期を問わず基本定款を修正することができます。

会社の基本定款は、特別決議によって修正する必要があります（株主の投じた票の3分の2以上の多数を以て可決）。基本定款の修正案の目的が以下に挙げるものである場合、株主は株式の種類ごとに投票する資格があります。

- 1) 保有株式に付随する権利、特権、制限の追加、変更または削除。
- 2) 保有株式の最大株式数の増加または低減。

⁵⁷ 商業企業法（2005年6月19日）第239～243条。

- 3) 保有株式と同等またはそれ以上の権利または特権を持つ別種類の授権株式の最大数の増加。
- 4) 保有株式と同等またはそれ以上の新たな種類の株式の創設。
- 5) 任意の種類株式に対し保有株式以下、同等またはそれ以上の権利または特権を付与。
- 6) 保有株式の表示資本勘定⁵⁸の削減。(表示資本勘定とは、一般に発行された全株式の額面価格の合計をいう)

特定の種類の株式には議決権がないことが基本定款に明示されている場合でも、その株式に付随する権利、特権、制限および条件に直接的もしくは間接的変更を加えるかまたは悪影響を及ぼすような定款修正に対しては、常に当該株式は、種類として別個の議決権を持ちます。

基本定款を修正する場合、会社は商業省商業登記局または州・特別市の商業登記局支部に出向き、適切な事務処理を行う必要があります。

ステップ 1 - 例えば、会社が基本定款を修正して資本を 2,000 万リエルから 5,000 万リエルに増資したい場合、商業省に以下の書類を持参しなければならない。

書類	
申請フォーム B (付属 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
最新の特許税証明書のコピー	3 通
会社の年次申告	1 通
新たに修正した基本定款	原本 3 通
MoC に登録済みの現行基本定款	原本 1 通
MoC の交付した事業免許	原本 1 通、コピー 2 通
MoC の交付した登記証明書	原本 1 通、コピー 2 通
手数料	
公式手数料 ⁵⁹	6 万 KHR

⁵⁸ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 152 条。

⁵⁹ MEF 省令第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、会社の取締役または株主は商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、会社の取締役または株主は、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、書類を提出する。

ステップ 3 - 書類の処理と新しい公式文書の交付は最短 5 営業日で終了する。

7.3 任意の事業活動停止⁶⁰

会社は公式な解散（法人としての存在の消滅）を商業省に任意に申請することができます。

7.3.1 会社の任意解散

会社の負債の一部または全てを合意期間内に返済する旨の提案を、債権者および株主に対して行います。

この方法では、多くの場合会社は取引を続けることができ、清算プロセスを通じた会社の閉鎖に至らずにすみます。また担保を持つ債権者（担保や債務証書を持つ銀行など）の権利は、おおむね影響を受けません。

任意解散の場合、会社は商業省商業登記局に出向き、適切な事務処理を行う必要があります。

ステップ 1 - 例えば、会社が商業省の登録を取り消したい場合、登録抹消用に以下の書類を持参しなければならない。

⁶⁰ 商業企業法（2005年6月19日）第255～261条。

書類	
申請フォーム C (添付 CD-ROM にサンプル有)	3 通 (原本 2、コピー 1)
税務局の交付する通関証明書	3 通 (原本 1、コピー 2)
企業の年次申告	3 通 (原本 1、コピー 2)
申請提出で署名するために MoC に出向く 1 人の株主または取締役の身分証明書またはパスポートのコピーに直筆の署名または指紋を添えたもの	3 通
申請提出で署名するために MoC に出向く株主または取締役の写真 (4x6 cm)	3 枚
MoC に登録済みの基本定款	コピー 3 通
MoC の交付した事業免許	原本 1 通
MoC の交付した設立証書	原本 1 通
会社からの依頼状	原本 1 通
解散議事録 (取締役会と株主総会のもの)	原本各 1 通
親会社の決意書 (当てはまる場合)	原本 1 通
手数料	
公式手数料 ⁶¹	20 万 KHR

ステップ 2 - 上述書類を揃えた後、書類上への署名受領のため、会社の取締役または株主は商業省に出向く必要がある。申請を州・特別市商業局で行う場合、会社の取締役または株主は、その州・特別市商業局に出向く必要がある。署名受領後、書類を提出する。そのうえで、公式の登録抹消書が交付されることになる。

ステップ 3 - 書類の処理と新しい登録抹消書の交付は最短 5 営業日で終了する。

⁶¹ MEF 第 679 号 (2007 年 8 月 7 日)。

8 その他の情報

8.1 ウェブサイト： 参考関連ウェブサイト

www.moc.gov.kh	商業省のウェブサイト
www.mime.gov.kh	鉱工業エネルギー省のウェブサイト。SME 小委員会のSME ポータルを含む。
www.cdri.org.kh	カンボジア開発研究所のウェブサイト
www.yellowpages.com.kh	カンボジア王国のイエローページ
www.ilo.org	国際労働機関のウェブサイト
www.ifc.org/mpdf	IFC のメコン民間セクター開発ファシリティのウェブサイト。カンボジア王国のビジネス関連情報が豊富。
http://www.ifc.org/ifcext/mekongpdf.nsf/Content/Resources	次の項目に関する貴重なリソースを含む <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間セクターの討議資料 ・ ビジネス関連の問題のニュース ・ 市場と開発に関するニュース ・ その他の刊行物 ・ メコン地域における民間セクターの進展
www.battambang-town.gov.kh	バタンバンのワンストップ情報窓口のウェブサイト
www.siemreap-town.gov.kh	シエムリアップのワンストップ情報窓口のウェブサイト
www.camfeba.com	カンボジア王国経営者ビジネス協会連盟 (CAMFEBA)
www.cambodia-gpsf.org	カンボジア政府・民間セクター・フォーラム
www.wasmb.org	女性中小企業協会のウェブサイト
www.psmia.org	プノンペン中小企業協会のウェブサイト
www.ictcam.org.kh	カンボジア情報通信技術協会のウェブサイト
http://www.cambodiainvestment.gov.kh/	カンボジア開発評議会のウェブサイト
http://www.asean.or.jp/invest/introduce/cambodia/投資関連法仮和訳-2.pdf	カンボジア王国の投資に関する法律・政令（2003年以降の主要なものの仮和訳）
http://www.cambodiainvestment.gov.kh/?q=j_libraly	CDC カンボジア投資ガイドブック（2006年12月）
http://www.mime.gov.kh/sme/eng/index.php?page=handbook_on_commercial_enterprises	当ハンドブックの英語版

8.2 省庁

省庁	住所/問い合わせ先
商業省	#20 A-B, Norodom Blvd, Daunpenh , Phnom Penh, Tel: 023 221 526, 023 725 585 Fax: 023 427 359 E-mail: info@moc.gov.kh
内国貿易輸出振興局 Department of Domestic Trade and Export Promotion	#65, Street 136, 2nd Floor, Phnom Penh. Tel: 023 221 497 Fax: なし
商業登記局 Commercial Registration Department	#20 A-B, Norodom Blvd, Daunpenh , Phnom Penh, Tel:016 913653, 011 955 955 Fax: 023 986 535
輸出入検査・不正行為防止 局 Camcontrol Department	#50 E0, Street 144, Phsar Kandal, Daunpenh District, Phnom Penh Tel: 023 722 085, 023 426 166 Fax: 023 426 166 E-mail: camcontrol@gocambodia.com
外国貿易局 Foreign Trade Department	#20 A-B, Norodom Blvd, Daunpenh District, Phnom Penh, Tel: 023 215 776 E-mail: ssamrith@yahoo.com
鉱工業エネルギー省	No 45, Norodom Blvd, Phnom Penh Tel : 023 211 142, 023 211 751 E-mail: Industry@camnet.com.kh Fax: 023 428 263
計測局 Department of Metrology	National Road No 5 # 250, Kilometre No 6, Russey Keo District, Phnom Penh. Tel: 023 211 142
研究所 Laboratory Institution	National Road No 5, Kilometre 6, Boeng Chuok Village, Russey Keo District, Phnom Penh Tel: 023 211 142
経済財務省	#60, Daunpenh District, Street 92, corner Street of Preah Ang Doung and Preah Kosamak Tel: 023 217 645, 023 725 747 Fax: 023 426 041 Email: efi@camnet.com.kh
税務局 Tax Department	#35, Street 222, Boeng Reang Commune, Daunpenh District, Phom Penh Tel: 011 557 799

カンボジア国立銀行	#22-24, Norodom Blvd, Daunpenh District, Phnom Penh Tel: 023 724 866 Fax: 023 426 117 E-mail: nbc@online.com.kh
労働・職業訓練省	#3, Confederation de la Russie Tel: 023 884 376 E-mail: mlvt.gov@camintel.com
労働検査局 Labor Inspection Department	#28, Street 184, Phnom Penh Tel: 023 722 891
カンボジア開発評議会	Sisowath, Government Palace. Tel: 023 981 154 Fax: 023 428 426 E-mail: cdc.clb@online.com.kh
国土管理・都市計画・建設省	#771-773, Preah Monivong Blvd Tel: 023 217 031 Fax: 023 217 027 E-mail: imap@camnet.com.kh
プノンペン市役所	#69, Preah Monivong Blvd Tel: 023 772 054 Fax: 023 772 156 E-mail: phnompenh@phnompenh.gov.kh
観光省	#3, Preah Monivong Blvd Tel: 023 427 130 Fax: 023 220 704 E-mail: admin@hot.gov.kh
環境省	# 48, Street 274, Sihanouk Blvd Tel: 023 427 894 Fax: 023 427 844 E-mail: moe-cabinet@camnet.com.kh
保健省	#151-153, Kampuchea Krom (Street 128) Tel: 023 881 404-9 Fax: 023 366186 E-mail: moh_cabinet@online.com.kh
医薬品・食品局 Department of Drug and Food	#8, Street 109, Phnom Penh Tel: 023 883 025 Fax: 023 880 247 E-mail: edb.ddf@online.com.kh

公共事業・運輸省	#106, Norodom Blvd Tel: 023 427 845 Fax: 023 214 907 E-mail: mpwt@online.com.kh
内務省	# 275, Norodom Blvd Tel & Fax: 023 721 190 E-mail: moi@interior.gov.kh
農林水産省	#200, Norodom Blvd Tel: 023 211 351-2 Fax: 023 217 320 E-mail: maff@everyday.com.kh
森林局 Forestry Administration	# 40, Norodom Blvd Tel: 023 219 282 Fax: 023 210 154
漁業局 Fisheries Administration	#188, Norodom Blvd Tel: 023 215 470 E-mail: cfdo@camnet.com.kh
アグロインダストリー局 Department of Agro-Industry	# 242, Norodom Blvd Tel: 023 213 107 Fax: dai-maff@camnet.com.kh
家畜衛生・生産局 Department of Animal Healthand Production	#74, Preah Monivong Blvd Tel: 023 427 590 Fax: 023 426 970

8.3 銀行：カンボジア王国の銀行リスト

銀行	住所と問い合わせ先
アドバンスド・バンク・オブ・アジア Advanced Bank of Asia Ltd.	# 148, Street 274, Phnom Penh. Tel: 023 225 333 Fax: 023 216 333 E-mail: info@ababank.com

<p>ACLEDA 銀行 ACLEDA BANK Plc.</p>	<p>ダウンベン支店 # 248, Preah Monivong, Sangket Beung Raing. Khan Daun Penh Tel: 023 222 424 Fax: 023 223 670 E-mail: dpn@acledabank.com.kh</p>
<p>ACLEDA 銀行</p>	<p>バウントラベク支店 No 28 Mao Tse Toung (St.245) Sangkat Beung Trabek, Khan Chamkamorn. Tel: 023 214 634 Fax: 023 364 914 E-mail: btckm@acledabank.com.kh</p>
<p>ACLEDA 銀行</p>	<p>シアヌークビル支店 # 118, Street Ekareach, Group 16, 2 Village, Sangkat 4, Khan Mittakpheap. Tel: 034 320 232 Fax: 034 933 723 E-mail: snv@acledabank.com.kh</p>
<p>ACLEDA 銀行</p>	<p>バンテイメンチェイ支店 # 268-271D, Group13, 3 Village, Preah Ponlear Commune, Serei Saophoan District. Tel: 054 958 821 Fax: 054 710 092 E-mail: bmc@acledabank.com.kh</p>
<p>ACLEDA 銀行</p>	<p>バタンバン支店 # 899, Group 5, Romchek 4 Village, Rattanak Commune, Battambang District. Tel: 053 953 152-3 Fax: 053 952 051 E-mail: btb@acledabank.com.kh</p>
<p>ACLEDA 銀行</p>	<p>コンボンチャム支店 # 31& 33, Street Khemarak Pomin, 14 Village, Kampong Cham Commune. Tel: 042 941 703 Fax: 042 941 702 E-mail: kcm@acledabank.com.kh</p>

ACLEDA 銀行	<p>シエムリアップ支店 # 13, Sivatha Street, Mondul 2 Village, Svay Dangkum Commune, Siem Reap District. Tel: 063 963 660 Fax: 063 963 280 E-mail: srp@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>コンボンチャン支店 Traping Bei Village Phsar Chhang Commune, Kampong Chhang District. Tel: 026 988 748 Fax: 026 988 608 E-mail: kcg@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>コンボントム支店 # 36, National Road No 6, Group 3, Stueng Sen Village, Kampong Krabao Commune, Stueng Sen District. Tel: 062 961 243 Fax: 062 962 247 E-mail: ktm@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>カンポット・ケップ支店 # 27, Street 724 Group1, 1 Ousphea Village, Kampong Kandal Commune, Kampon Bay District. Tel: 033 932 880 Fax: 033 932 334/5 E-mail: kpt@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>カンダル支店 Krapeu Ha Village, Prek Russey Commune, Takmao District. Tel: 023 425 623 Fax: 023 425 995 E-mail: tkm@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>クラチエ支店 Road 12, Group 6, Kratie Village, Kratie Commune, Kratie District. Tel: 072 971 707 Fax: 072 391 708 E-mail: kte@acledabank.com.kh</p>

ACLEDA 銀行	<p>バイリン支店 # Chor 2/231, Pahi Tboung Village, Sangkat Pallin, Khan Pallin, Krong Palin. Tel: 012 424 501 Fax: 055 399 001 E-mail: pln@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>ブレイビア支店 Lor oet Village, Kampong Pranak Commune, Tbeng Mean Chey District. Tel: 012 289 851 Fax: 012 401 507 E-mail: pvh@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>ブレイベン支店 Group 9, 4 Village, Kampong Leav, Commune, Kampong Leav District. Tel: 043 944 555 Fax: 043 399 003 E-mail: pvg@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>ポーサット支店 # 239, Phum Pral Nhek1, Khmum Pteah Prey, Sampov Meas District. Tel: 052 951 434 Fax: 052 951 634 E-mail: pur@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>ラタナキリ支店 1 Village, Labanseak Commune, Banlung District. Tel: 075 974 220 Fax: 075 974 221 E-mail: rtk@acledabank.com.kh</p>
ACLEDA 銀行	<p>ストゥントレン支店 Kandal Village, Stung Treng Commune, Stung Treng District. Tel: 074 973 684 Fax: 074 973 685 E-mail: stg@acledabank.com.kh</p>

ACLEDA 銀行	スヴァイリエン支店 Rong Banlae Village, Svay Rieng Commune, Svay Rieng District. Tel: 044 945 545 Fax: 044 391 119 E-mail: svg@acledabank.com.kh
ACLEDA 銀行	タケオ支店 National Road No 2, Lory Village, Roka Khnong Commune, Don Keo District. Tel: 032 931 246 Fax: 032 931 144 E-mail: tko@acledabank.com.kh
ACLEDA 銀行	コンボンスプー支店 National Road No 4, Phum Samnag, Khum Rokar Thom , Chbar Mon District. Tel: 025 987 108 Fax: 025 987 236 E-mail: ksp@acledabank.com.kh
ACLEDA 銀行	ウドンメンチェイ支店 # 127, Group 4, Samroang village, Samroang Commune, Samroang District. Tel: 012 200 468 Fax: 065 393 900 E-mail: omcaclea@camshin.com.kh
ACLEDA 銀行	ココン支店 # 222, Group 8, 2 Villages, Smach Mean Chey Commune, Smach Mean Chey District. Tel: 035 936 693 Fax: 035 936 639 E-mail: kkg@acledabank.com.kh
アンコ・スペシャライズド・バンク Anco Specialized Bank	# 20, Street 217, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara. Tel: 023 993 133 Fax: 023 993 133 E-mail: なし
ANZ ロイヤル銀行 (カンボジア) ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.	# 20, Kramoun Sar (St.114), corner Street 67, Phnom Penh. Tel: 023 726 900

カンボジア・アジア銀行 Cambodia Asia Bank	CAB 銀行マオツェドン店 # 131B. Mao Tse Toung (St 145), Phnom Penh. Tel: 023 222 021 Fax: 023 220 360 E-mail : cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	CAB 銀行プノンペン空港店 プノンペン国際空港 Tel: 023 890 220 Fax: 023 890 221 E-mail: cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	ナーガ・ワールドホテル 24 時間センター フンセン公園内 Tel: 023 210 900 Fax: 023 210 979 E-mail: cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	CAB 銀行シェムリアップ・タウン I 店 Corner Sivutha Blvd & Airport Road アンコールホテル内 (警察署横) Tel: 063 964 741-2 Fax: 063 964 743 E-mail: cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	CAB 銀行モニボン・コーナー店 # 246 Eo, Preah Monivong, corner St.154 Tel: 023 224 280 Fax: 023 223 702 E-mail: cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	CAB 銀行ラッキー店 # 158 Eo, Sihanouk (St 274), Phnom Penh. Tel: 023 224 300 Fax: 023 224 301 E-mail: cab@cab.com.kh
カンボジア・アジア銀行	ポイペット・ボーダー店 Khum Poipet, Banteay Meanchey Province. Tel: 054 967 472 Fax: 054 967 473 E-mail: cab@cab.com.kh

カンボジア・アジア銀行	<p>バタンバン店 #72, Street 3, Group 38, 20 May Village, Svay Por Commune. Tel: 053 953 149 Fax: 053 953 150 E-mail: cab@cab.com.kh</p>
カンボジア・アジア銀行	<p>コンポンチャム店 #02, Group 3, Village 15, Kampong Commune. Kampong Cham Province. Tel: 042 942 149 Fax: 042 942 150 E-mail: cab@cab.com.kh</p>
カンボジア・アジア銀行	<p>スヴァイリエン州ババベット店 Khum Bavet, Chantrea District, Svay Rieng Province, National Road No. 1 (ル・マカオリゾート内) Tel: 044 945 681 Fax: 044 945 681 E-mail: cab@cab.com.kh</p>
カンボジア・メコン銀行 Cambodia Mekong Bank Plc Ltd	<p># 6 Monivong Blvd, Phnom Penh Tel: 023 430 861 Fax: 023 430 431</p>
カンボジア・メコン銀行	<p># 1 Kramoun Sar (St 114), Phnom Penh Tel: 023 424 323 Fax: 023 217 122 E-mail: なし</p>
カンボジア商業銀行 Cambodian Commercial Bank	<p>本店 # 26, Monivong Blvd, Sangkat Phsar Thmei II, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 023 426 145 Fax: 023 426 116 E-mail: ccbpp@online.com.kh</p>
カンボジア商業銀行	<p># 130, Sivatha Road, Modul 1 Village, Svay Dangkum Commune, Siem Reap Province. Tel: 063 964 392 Fax: 063 380 154 E-mail: ccbsrb@camshin.net</p>

カンボジア商業銀行	シアヌークビル支店 # 242 Ekareach Street, Sangkat 2, Khan Mittapheap Tel: 034 934 777 Fax: 034 934 999 E-mail: ccbsvb@camshin.net
カンボジア商業銀行	バタンバン支店 # 116-117, 20 Ausaphea Village, Svay Por Commune, Battambang District. Tel: 053 953 313-5 Fax: 053 952 266 E-mail: cbbbb@camshin.net
カンボジア農業専門銀行 Cambodia Agriculture Specialized Bank	# 83-87, Norodom, Sangkat Phsar Thmei III, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 023 217 750 Fax: 023 217 751 E-mail: kien@online.com.kh
カンボジア開発専門銀行 Cambodian Development Specialized Bank	# 25, Sang Kreach Tieng (St.222) Boeung Raing, Daun Penh, Phnom Penh Tel: 023 212 126 Fax: 023 212 125 E-mail: cdb_info@cdb.com.kh
カンボジア・パブリック・ バンク Cambodian Public Bank Ltd.	本店 #23, Street 114, corner Street 67, Sangkat Phsar Thmey II, Khan Daun Penh Tel: 023 222 880-2 Fax: 023 222 887 E-mail: campuhoe@campubank.com.kh
カンボジア・パブリック・ バンク	シアヌークビル支店 Sopheakmongkul Road, Corner Street 108, Sangkat 2, Khan Mithapheap. Tel: 034 934 130-2 Fax: 034 934 133 E-mail: campushv@campubank.com.kh
カンボジア・パブリック・ バンク	シェムリアップ支店 #618, Street Tep Vong, Modul 1 Village, Svay Dangkom Commune. Tel: 063 964 889 Fax: 063 963 899 E-mail: campusrp@campubank.com.kh

カンボジア・パブリック・ バンク	バタンバン支店 # 102, Group 38, Street 3 Ausaphea Village, Svay por Commune, Battambang District. Tel: 053 953 801-3 Fax: 053 953 804 E-mail: campubtb@campubank.com.kh
カンボジア・パブリック・ バンク	コンポンチャム支店 # 5-7, Street Angdoug, Sangkat Kampong Cham, Kampong Cham District. Tel: 042 942 180 Fax: 042 942 183 E-mail: campukgcham@campubank.com.kh
カムコ銀行 CAMKO BANK	#81, Norodom Blvd, Phnom Penh Tel: 023 224 660 Fax: 023 224 661-2 E-mail: info@camkobank.com
カナディア銀行 Canadia Bank Plc.	本店 # 265-269, Ang Doung Street, Phnom Penh. Tel: 023 215 286 Fax: 023 427 064 E-mail: canadia@canadiabank.com.kh
カナディア銀行シャル ル・ドゴール支店	# 126, Charles de Gaulle (St.217), Phnom Penh. Tel: 023 214 668 Fax: 023 214 288 E-mail: canadia.cg@online.com.kh
カナディア銀行オリンピ ック支店	#394, Sihanouk Blvd, Street 274 Tel: 023 218 378 Fax: 023 218 395 E-mail: canadia.ob@online.com.kh
カナディア銀行ソリヤ支 店	ショッピングセンター・ソリヤ Tel: 023 220 312 Fax: 023 220 313 E-mail: canadia.ss@online.com.kh
カナディア銀行シエムリ アップ支店	シエムリアップ支店 # 558-59, Street Phsar Chas, Svay Dangkum Commune, Siem Reap District. Tel: 063 964 808 Fax: 063 964 809 E-mail: canadia.sr@online.com.kh

カナディア銀行バンテイメンチェイ支店	バンテイメンチェイ支店 # 15-18, 1 Village, Preah Ponlea Commune, Serey Sophoan District. Tel: 054 958 969 Fax: 054 958 989 E-mail: canadia.bm@online.com.kh
カナディア銀行バタンバン支店	バタンバン支店 # 11-13, The North of Phsar Nat, Battambang Tel: 053 952 267 Fax: 053 952 005 E-mail: canadia.bb@online.com.kh
カナディア銀行コンボンチャム支店	コンボンチャム支店 Preah Monivong Street, Phum 7, Kampong Cham District Tel: 042 941 361 Fax: 042 941 360 E-mail: canadia.kc@online.com.kh
カナディア銀行カンポット支店	カンポット支店 # 33, Angkor Street, Kompong Bay Village, Kompong Bay Commune. Tel: 033 932 392 Fax: 033 932 391 E-mail: canadia.kp@online.com.kh
カナディア銀行パイリン支店	パイリン支店 # 2, 726 Wat Village, Pailin Commune. Tel: 016 530 011 Fax: 053 952 005 E-mail: なし
カナディア銀行ポイペット支店.	ポイペット支店 National Road No 5, Kbal Spean Village, Poipet Commune, Banteay Meanchey Province. Tel: 054 967 107 Fax: 054 968 104 E-mail: canadia.pb@online.com.kh
カナディア銀行タクマオ支店	タクマオ支店 # 301, Street 207, Takhmao District Tel: 023 425 885 Fax: 023 425 887 E-mail: canadia.tk@online.com.kh

カンボジア外国貿易銀行 Foreign Trade Bank of Cambodia	# 3 Kramoun Sar (St.114) Tel: 023 724 466 Fax: 023 426 108 E-mail: ftb@camnet.com.kh
第一商業銀行 First Commercial Bank	# 263, Street 110, Phnom Penh. Tel: 023 210 026-8 Fax: 023 210 029 E-mail: fcbbp@online.com.kh
第一投資専門銀行 First Investment Specialized Bank Ltd.	# 72, Street 274, Phnom Penh. Tel: 023 222 281-3 Fax: 023 221 112 E-mail: service@fibank.com.kh
クルンタイ銀行 Krung Thai Bank Public Co Ltd	本店 # 149, Jawaharlal Nehru (Street 125), Phnom Penh. Tel: 023 366 005 Fax: 023 428 737 E-mail: ktbpmpp@online.ocm.kh
クルンタイ銀行	シェムリアップ支店 #10-11, Sivatha Street, Mondul 2, Svay Dangkum Commune, Siem Reap District. Tel: 063 964 758 Fax: 063 964 759 E-mail: ktbsre@camshin.com.kh pp
メイバンク・プノンペン Maybank Phnom Penh	# 48, Kramoun Sar (St.114) Tel: 023 210 123 Fax: 023 210 099 E-mail: mbb@maybank.com.kh
メコン銀行 Mekong Bank	# 219F, Sisowath, Phnom Penh Tel: 023 222 101 Fax: 023 222 102 E-mail: なし
メコン銀行	シェムリアップ支店 # 43, Sivatha Street, Svay Dangkum Commune, Siem Reap District. Tel: 063 964 417 Fax: 063 964 420 E-mail: なし

カンボジア国立銀行 National Bank of Cambodia	# 21-22, Norodom Blvd, Phnom Penh. Tel: 023 722 221 Fax: 023 426 117 E-mail: nbc@online.com.kh
カンボジア国立銀行	# 273, Street 110 corner of Street 67, Phnom Penh. Tel: 023 223 745 Fax: 023 223 741 E-mail: なし
カンボジア国立銀行	# 273, Andoung (St.110), corner of Street 67 Tel: 023 722 221 Fax: 023 426 117 E-mail: nbc@online.com.kh
カンボジア国立銀行	National Road No 4, Peanichkam Village, Rokar Tom Commune, Chbar Morn District. Tel : 025 987 214 Fax : 025 987 214 E-mail : なし
カンボジア国立銀行	カンダル支店 Street 104, Takhmao. Tel : 023 425 664 Fax : 023 425 664 E-mail : なし
シンガポール銀行 Singapore Bank Corporation Ltd	本店 # 68, Samdech Pan (St.214) Tel: 023 211 211 Fax: 023 212 121 E-mail: info@sbc-bank.com.kh
シンガポール銀行	ジェムリアップ支店 # 18 A, Sivatha Road Tel: 063 963 838 Fax: 063 963 939 E-mail: info@sbc-bank.com
シンガポール銀行	# 55 Eo, Shihanouk Blvd (Street 274) Tel: 023 221 338 Fax: なし E-mail: info@sbc-bank.com

シンガポール銀行	バタンバン店 # 118, Group 9, Street 2, Battambang. Tel : 053 953 339 Fax : 053 953 343 E-mail : info@sbc-bank.com
シンガポール銀行	コンポンチャム店 # 34, Monivong Street. Tel : 042 941 408 Fax : なし E-mail : info@sbc-bank.com
ヴァタナック銀行 Vattanac Bank	# 89, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh Tel: 023 212 727 Fax: 023 216 687 E-mail: service@vattanacbank.com
ヴァタナック銀行	シエムリアップ支店 # 888, Sivatha Blvd, Siem Reap Tel: 023 212 727 Fax: 023 216 687 E-mail: service@vattanacbank.com
ベトナム農業農村開発銀行 Vietnam Bank for Agriculture & Rural Development	# 42, Samdech Pan (St 214) Tel: 023 223 750 Fax: 023 223 770 E-mail: phongvbard@yahoo.com
ユニオン・コマーシャル・ バンク Union Commercial Bank Plc.	Module 1, Khum Smay Dankom (旧市場の反対側) Siem Reap. Tel: 063 963 703-4 Fax: 063 380 368 E-mail: ucb.srb@camintel.com
ユニオン・コマーシャル・ バンク	# 100Eo, National Road No 1, Phsar Nath 横. Tel: 053 952 552 Fax: 053 952 852 E-mail: ucb.bbb@camintel.com

8.4 商業省のビジネス出版物

より詳しい情報をお求めの起業家・アドバイザーの方は、商業省がアジア開発銀行

の支援を得て作成した出版物から追加情報を得ることができます。出版物で扱っている内容は次のとおりです。

- ✓ 商業協定
- ✓ 商法の基本
- ✓ 企業法
- ✓ 企業比較法
- ✓ 裁判外紛争解決
- ✓ 破産法
- ✓ 知的財産
- ✓ 担保付取引の法律と実務
- ✓ 商業法律用語法

全て下記サイトからダウンロード可能です。

http://www.cambodiacommerciallaws.com/sub/training_materials/

8.5 商業組合

カンボジア王国には全国に多数の商業組合があります。商業会議所から精米業者組合、中小企業協会、あるいは煉瓦製造者組合まで多岐にわたります。こうした組織は、例えばネットワーク作り、共通のビジネス問題の解決、あるいはよりよい供給業者や技術を探し出すのに非常に役立ちます。

イエローページにはカンボジア王国内の 344 の事業者協会や団体が掲載され、商工人名録は CD-ROM で入手できます。また、下記のサイトにもこのリストが掲載されています。

<http://www.yellowpages-cambodia.com/community/associations/>

9 用語解説

宣誓供述書 (Affidavit)	裁判所の成員またはその他の権限保持者の前で宣誓した上で作成された供述書。
代理 (Agency)	一当事者 (代理人) が別の当事者 (本人) に代わって行為を行う権限を与えられ、本人がその行為による拘束を受ける関係。
破産 (Bankruptcy)	個人または企業の債務が資産を上回った状況。したがってその個人または企業は、自分の換金可能資産から全ての累積債務を返済することができない。
取締役会 (Board (of directors))	取締役会とは、会社の経営に関する決定を行う取締役 (directors) の集まり。
債券 (Bond) ⁶²	債務の証書または証拠であり、債券を発行する会社または政府機関が債券保有者に対し指定期間に指定額の利子を支払い、満期日に貸付金を返済することを約束したものである。債券は債務を示す。債券保有者は発行者の債権者であり、株主のような共同所有者ではない。
事業、ビジネス (Business) ⁶³	人の経済活動で、物品の生産および販売、サービスの供給、財産のリース、賃貸または販売から収入を得ることを目的とするもの。 個人事業(Sole Proprietorship)、小企業、会社、パートナーシップ、支店、または外国企業の外国物件もしくは駐在員事務所を意味する普通名称。
付属定款 (Bylaw) ⁶⁴	会社の事業または業務を管理する規則。
資本 (Capital)	事業が取引に必要な資産を取得するために、その事業に投下される資金。資本は株主の出資する株式資本から成る場合や、貸主の提供する借入資本から成る場合がある。 ⁶⁵
株式の種類 (Class of shares)	株式のタイプ。
会社印 (Corporate Seal)	企業が自社の企業文書や法律文書に捺印し認証する際に採用する印章。
無担保社債 (Debenture) ⁶⁶	企業のオープン・クレジットによって裏書きされた約束手形 (後述の手形の定義を参照) または債券 (上記参照) で、普通は特定の財産に対する譲渡抵当や物的担保は付いていない。

⁶² 商業企業法 (2005年6月19日) 第90条c項。

⁶³ 定義は税法 (2004年3月) 第3条。

⁶⁴ 商業企業法 (2005年6月19日) 第105条。

⁶⁵ ビジネス辞典 (Dictionary of Business)。

⁶⁶ 商業企業法 (2005年6月19日) 第90条c項。

解散 (Dissolution)	会社の法人格が終了すること。
配当 (Dividend) ⁶⁷	法人における株主持分に関して、その法人が株主に分配する資金または財産の配当。
経済活動 (Economic activity)	人の定期的、連続的または時々の活動であり、有償無償を問わず利益を得る目的で他者への物品もしくはサービスの供給または供給の意図において行う活動。 ⁶⁸
会社設立者 (Incorporator)	会社設立定款に署名する自然人。 ⁶⁹
法人 (Legal Person) ⁷⁰	個別の法律上の権限、特権、権利、義務または責任を有する主体であって、自然人 (人間) と法人 (会社または会計実体) とを問わない。
清算 (Liquidation)	事業または個人の財務について、通常は債権者への分配用に全ての資産を現金に換金することによって解決すること。清算は解散 (法人の法的存在の終了) とは区別される。
清算人 (Liquidator)	事業の清算を任命された人。
モーゲージ担保貸付 (Loan secured by a mortgage)	資産を購入するための特殊形式の担保貸付で、貸付の目的を貸主に明示しなければならない。また購入する資産は、家や農地などの固定資産 (不動産) でなければならない。資産は借主の法的財産として登録されるが、借主による貸付金の返済方法に貸主が満足しない場合、貸主はその資産を押収して処分することができる。いったん貸付金が完済されれば貸主はこの押収権を失い、資産は抵当に入っていないと見なされる。
合併 (または統合) (Merger (or Consolidation))	二つ以上の会社が消滅し、同一のプロセスによって新しい会社が設立され、消滅する会社の資産を受け継ぎ、負債を引き受けること。
自然人 (Natural Person)	人間のこと。会社など、人工的に創造された法人の対語。
公証人証書 (Notary's certificate)	公証人の署名と封印または捺印のある声明書で、そこに明記された文書が認証された時と場所を証明するもの。
(約束) 手形 (Notes) ⁷¹	署名者が指定された人もしくは指図人または持参人に対し、指定された期日に確定金額を支払うという明確且つ無条件の約束を記した文書。

⁶⁷ 定義は税法 (2004 年 3 月付) 第 3 条。

⁶⁸ 定義は税法改正法 (2003 年 3 月付) 第 88 条。

⁶⁹ 定義は商業企業法第 88 条。

⁷⁰ 定義は税法 (2004 年 3 月付) 第 3 条。

⁷¹ 商業企業法 (2005 年 6 月 19 日) 第 90 条 c 項。

額面価格 (Par value) 72	株券の券面額。会社設立定款によって株式に与えられた金銭的価値。株式総数に株式の額面価格を掛けた値は、その会社の資本の合計金額に等しい。
特許権 (Patent)	ある人の発見物または発明物の製造および販売を支配する権利。
特許税 (Patent Tax)	年間売上高に基づき決定する税金で、各税年度の1月1日から3月31日までの期間に納税しなくてはならない。 ⁷³
人 (Person)	自然人と法人を含む。 ⁷⁴
利益 (Profits)	一定期間における所得から、その期間の全ての費用を差し引いた結果。その期間における固定資産投資は費用に含まない。
定足数 (Quorum)	投票その他のグループ行動を有効にするために出席してなければならない人数。定足数はたいていグループ全体の多数 (過半数) とされるが、前後することもある。
登記官 (Registrar)	商業規制と商業登記に関する法律にしたがって任命された登記官を意味する。会社・企業登記局の主任。
証券、有価証券、持分証券 (Security, Securities, Equity Security)	証券 ⁷⁵ とは、ある会社のあらゆる種類の株式または債務であり、株式を証する証明書も含む。
個別責任 (Severally liable)	同僚パートナーの過失によって生じた損害に対し、パートナーがパートナーシップに責任を追うことを意味する。 ⁷⁶
株主 (Shareholder) ⁷⁷	株主は会社の一部または全部を所有するが、その会社の経営は専門的経営者が行うことができる。会社は株主と専門的経営者の組合せによって経営されることが多い。人であれば法人における持分権を所有することができる。
特別決議 (Special Resolution)	特別決議という表現または許可を含む文書。 ⁷⁸ その決議に投票した株主の票の3分の2を上回る過半数によって可決するか、またはその決議への投票権を持つ全ての株主によって署名された決議。 ⁷⁹
印紙税 (Stamp Duty)	指定文書に政府の販売する印紙を添付することを義務づけることによって引き上げられる税金。こうすることによって恒久的収入の一部となる。

⁷² 商業企業法 (2005年6月19日) 第146条。

⁷³ MEF 公布による特許税納税義務に関する通知。

⁷⁴ 定義は税法改正法 (2003年3月付) 第88条。

⁷⁵ 商業企業法 (2005年6月19日) 第92条。

⁷⁶ 商業企業法 (2005年6月19日) 第28条。

⁷⁷ 定義は税法 (2004年3月付) 第3条。

⁷⁸ ブラック法律辞典。

⁷⁹ 定義は商業企業法第88条。

訴える (Sue)	(他の当事者を) 相手取って裁判に訴えること。
税金 (Tax)	あらゆる直接税または間接税。 ⁸⁰
国 税 庁 (Tax Administration)	税務局の組織。 ⁸¹
税金申告書 (Tax Declaration)	課税規定によって、納税者または源泉徴収義務者が税法に定める条件下で記入することを義務づけられた書類。 ⁸²
納税者 (Taxpayer)	納税の義務を負う人。 ⁸³
受託者 (Trustee)	財産を特定の個人の利益または公共利用のために適用することを法的に委託された人。他者の利益のために財産を委託された者。
無限責任 (Unlimited liability)	法律または契約によって負う無制限の責任。
無 担 保 貸 付 (Unsecured loan)	いかなる資産にも担保を付けることなく行われる貸付。
VAT(付 加 価 値 税) (Value Added Tax)	消費者支出に課される税金。商取引や輸入に対して徴収される。 ⁸⁴

⁸⁰ 定義は税法改正法 (2003 年 3 月付) 第 88 条。

⁸¹ 定義は税法改正法 (2003 年 3 月付) 第 88 条。

⁸² 定義は税法改正法 (2003 年 3 月付) 第 88 条。

⁸³ 定義は税法改正法 (2003 年 3 月付) 第 88 条。

⁸⁴ VAT リーフレット第 1 号。MEF 発行。

10 付属 CD-ROM の内容

付属 CD-ROM の追加コピーは鉞工業エネルギー省の SME 事務局（45 Norodom Blvd, Phnom Penh）で入手できます。

10.1 基本定款

付属 CD-ROM には簡易基本定款のテンプレートが収録されています。

10.2 商業登記局の各種フォーム

付属 CD-ROM には商業登記局の発行するフォームが収録されています。

- フォーム A： 会社およびパートナーシップの登記申請書
- フォーム B： 基本定款の修正申請書
- フォーム C： 任意事業解散申請書
- フォーム D： 個人事業の登記申請書
- フォーム E： 外国企業の支店または駐在員事務所の登記申請

10.3 財務報告テンプレート

セクション 5.4 で述べたとおり、付属 CD-ROM には財務報告テンプレート・ブックレットの電子コピー、注釈、テンプレート記入に役立つ補助スプレッドシートが収録されています。

10.4 カンボジア王国の商業組合リスト

付属CD-ROMにはカンボジア王国の全ての事業者協会のリストが収録されています。

10.5 年次申告のテンプレート

付属 CD-ROM と Appendix3 に年次申告フォームが添付されています。

10.6 2008 年の祝祭日

省令第 93 号 SD.BK 「2008 年公務員および従業員/労働者向け休日カレンダー」が付属 CD-ROM に収録されています。

10.7 ライセンスのリストと申請方法

事業に必要なライセンスの一覧表と、申請先の詳細が CD-ROM に収録されています。加えて、事業ライセンス苦情ホットラインに関するリーフレットの pdf も CD-ROM に収録されています。

10.8 知的財産権申請フォーム

付属 CD-ROM には以下の申請フォームが収録されています。

- フォーム TM/001 : 商標登録の申請
- フォーム No 1 P/UM : 特許および実用新案証明付与の申請
- フォーム No 1 ID : 工業意匠の申請

10.9 税登録申請書と納税申告書

付属 CD-ROM には以下の申請フォームが収録されています。

- 特許税登録申請書
- VAT 登録申請書（フォーム VAT 101）
- 簡易納税申告書（フォーム TOP 01）とガイダンス
- 自己申告納税者の情報フォーム
- 法人所得税の前納用納税申告書（フォーム T 01）

10.10 交付される税務書類

付属 CD-ROM には以下のサンプル証明書が収録されています。

- 特許税証明書
- VAT 登録証明書（フォーム VAT 104）

10.11 カンボジア労働法ガイド

付属 CD-ROM には、コミュニティ法律教育センター（CLEC）の労働プログラム・ユニットが作成したブックレットが収録されています。このブックレットは、労使紛争を防ぐために、カンボジア労働法における被雇用者と雇用者の権利と責任を解説したものです。

Appendix 1

基本定款の仮和訳テンプレート⁸⁵とガイダンス

(有限責任会社)

第1条. 会社の名称：

第2条. 事業の目的：

ISIC コード：事業活動に最も適合するコードを選ぶ。

株主が事業活動に制限を設けている場合、その内容を記載する。

第3条. カンボジア王国内の登録会社事務所の所在地住所：

登録会社事務所の郵送先住所（所在地住所と異なる場合）：

会社の登録代理人の名前：

第4条. 会社の存続期間： _____

第5条. 授権資本

会社の授権資本（単位：リエル）： _____

授権株式および種類の数： _____

1株当たり額面価格： _____

第6条. 他の種類の授権株式がある場合、その種類、数、額面価格を記入する。各種類株式に付随する権利、特権、制限、条件も記入する。発行されている株式が1種類の場合のみは「該当なし（not applicable）」とする。

⁸⁵ このテンプレートは正式な申請フォームの項目を分かりやすく仮和訳したものです。実際の申請の際には、正式な申請フォーム（クメール語/英語併記）をご利用下さい。

第7条. 株主によって株式譲渡に具体的な制限が規定されている場合、その内容を記入する。制限が規定されていない場合は「なし (none)」とする。

第8条. 株主によって配当の公表または分配に具体的な制限が規定されている場合、その内容を記入する。制限が規定されていない場合は「なし (none)」とする。

第9条. 会社の取締役は、財務記録、監査報告書、その他会社の財務状況や営業成績に関する情報を株主に提供することが義務づけられている。

第10条. 株主の特別決議により清算と解散が承認されたら、会社は取締役に解散趣意書を送付する。

1人の株主の死亡は、会社の解散の原因とはならない。会社は正当な所有者または死亡した株主の相続人と他の株主との間で、活動を継続することができる。

第11条. 会社の取締役に指名されている者の名前と住所、およびその任期：

取締役の名前/住所	任期
_____	_____
_____	_____
_____	_____

第12条. 私たちは以下に名前、職業、国籍、住所、パスポートの詳細を示す者であり、この基本定款に従って会社を設立することを願い、以下に示す数の会社の株式資本を引き受けることに同意する：

名前/職業/国籍/住所	割り当てられた株数
_____	_____
_____	_____
_____	_____

/身分証明書またはパスポート番号および取得日

株主および取締役は、基本定款に署名することにより、商業企業法に定めるコーポレート・ガバナンス規則に従う義務を認める。私的有限責任会社は、株主の特別決議に基づき、基本定款を修正することができる。会社設立に際し、会社登記の公表は官報と商業省公報において実施される。

株主の署名：

日付：

_____	_____
_____	_____
_____	_____

記入方法の説明

この基本定款テンプレートは私的有限責任会社用です。場合によって基本定款の項目を追加することもできますが、テンプレートには必要最小限の内容が含まれています。私的有限責任会社は次の要件を満たさなければなりません。

(a) 会社は2名から30名までの株主を持つことができます。ただし、1人でも単独株主私的有限責任会社と呼ばれる会社を設立することはできる。単独株主私的有限責任会社の要件は、株主相互の関係を除き、私的有限責任会社と同様である。

(b) 会社は自社株式またはその他の有価証券を株主、家族、管理職に提供することはできるが、第三者に提供してはならない。

(c) 会社は自社株の各種類の譲渡について、一つ以上の制限を設けることができる。

第1条. 私的有限責任会社の名称は末尾に「私的有限責任会社 (Private Limited Company)」という言葉を含まなければならない。公開有限責任会社は、末尾に「公開有限責任会社 (Public Limited Company)」を付けなければならない。会社は社名をクメール語で表示しなければならず、会社名を一つの言語から別の言語に翻訳することは禁止されている。

第2条. 会社の事業活動を最もよく表すコードを選ぶ。

第3条. 所在地住所と郵送先住所を記載する。登録事務所の住所に変更があれば、会社は変更から15日以内に規定の用紙を用いて取締役に変更通知を送付しなければならない。登録代理人は法的能力のある自然人であって、裁判所からの出廷命令や召喚状をはじめとする公用書類や公文書を会社に代わって受け取る権限を有する。

第4条. 会社の存続期間は会社設立者によって決定されると考えられる。存続期間は永久の場合もある。

第5条. 基本定款は授権株式数と1株当たり額面価格を明示しなければならない。

第6条. 複数種類の株式が発行される場合、株式の各種類の権利、特権、制限、条件も記述しなければならない。

第7条. 商業企業法は家族および株主への無制限の株式譲渡を認めている。同法はまた、過半数の議決権を代表する既存の株主が承認すれば、株主ではない第三者への株式譲渡も認めている。商業企業法は、株式譲渡に対し追加の制限を設ける場合は必ず基本定款に明示するよう規定している。

第8条. 会社の取締役は、会社の利益または剰余金から株主に支払う配当を発表することができる。制限は会社の基本定款に規定することができる。商業企業法第 157～159 条は、配当金支払いに関する規則と制限を規定している。

第9条. 商業企業法第 224～234 条に基づき、会社の取締役は、財務記録、監査報告書、および基本・付属定款または株主の全会一致の合意に基づき要求される会社の財務状況や営業成績に関するその他の情報を株主に提供する義務を負う。

第10条. 商業企業法第 251～258 条は、株主と取締役に対して会社の解散を提案および承認するための要件と、解散の趣意書および通知の作成要件を定めている。これらの条項には清算規定と会社による解散規約の提出要件も盛り込まれている。解散・清算規定は、裁判所に破産を申請した会社には適用されない。

第11条. 商業企業法第 121 条は、会社の基本定款に別段の規定がない限り、取締役の任期は 2 年と定めている。第 116 条は、初期取締役は会社設立日から第 1 回株主総会まで在職すると定めている。第 124 条は、取締役議決権を有する株主の過半数によって、理由の有無を問わず取締役を解任できると定めている。第 116～142 条は、取締役の役割、責任および選出を規定している。取締役の権限は商業企業法第 119 条に規定されている。以下に挙げるこれらの権限は基本定款を通じて取締役に付与される。

- (1) 全ての役員を任命および罷免し、それらの役員の具体的な権利を決定する
- (2) 上述役員の給料その他の報酬を設定する。
- (3) 取締役の給料その他の報酬を決定し、株主に提示して承認を求める。
- (4) 手形、債券、無担保社債その他の会社の債務証券を発行し、その絶対的・相対的・偶発的特徴を決定する。

- (5) 基本定款の修正または取り消しを株主に提案する。
- (6) 会社と他の人との合併または統合の協定を株主に提案する。
- (7) 会社の資産の全部または大部分の売却を株主に提案する。
- (8) 会社の解散または清算を株主に提案する。
- (9) 会計原則と、配当受取資格を有する株式各種の払い込み条件にしたがい、配当を
発表する。
- (10) 基本定款および付属定款に認める範囲内で会社において株式を発行する。
- (11) 借金をする。
- (12) 会社の有価証券を発行、再発行または売却する。
- (13) 会社に代わって保証を与える。
- (14) 会社の債務の支払いを保証するために、会社の全部または一部の財産に対して抵
当権を設定する、担保契約する、抵当に入れる、あるいはその他の方法で担保権
を創り出す。
- (15) 会計年度ごとに会計帳簿を決算し、年間売上高を提議して株主と株主総会に提出
する。

第12条. 株主の名前、職業、国籍、住所、パスポートまたは身分証明書番号を明記する。各株主に割り当てられる株式数を記載する。

株主および取締役は、基本定款に署名することにより、商業企業法に定めるコーポレート・ガバナンス規則に従うことに同意する。全ての株主が基本定款に署名しなければならない。基本定款を修正するには株主の特別決議を要する。特別決議では、各種類の株の保有者は、種類別に投票する。株主および取締役は、基本定款に署名することにより、上述修正の手続および性質を定めた商業企業法第235～240条に従うことに同意する。

商業企業法の規定する追加要件

1. 各会社は会社の状況に関する年次申告を商業省に提出する。
2. 監査役の選出——会社の株主は第1回株主総会および後続の各年次株主総会において、通常決議により監査役を1名任命する。監査役の任期は次の年次株主総会の閉会までとする。株主総会で監査役が任命されなかった場合、後継者が任命されるまで現職の監査役が在職する。
3. 会社は基本定款を提出することによって、商業企業法第128～132条および第205～223条に明記された取締役会および株主会議の要件に関する規則に従う義務を負う。
4. 会社は基本定款を提出することによって、商業企業法第109～110条にしたがい、会社記録を作成および維持し、且つそれらの記録を株主および債権者に無料で提供する義務を負う。
5. 会社は、会社の事業または運営を規制する付属定款を採択することができる。ただし、付属定款は会社やその取締役に特定の権利を与えるために商業省に提出する必要はない。
6. 会社は定款によって制限されている事業を営んだり、制限されている権利を行使してはならない。
7. 基本定款、付属定款および株主の先買権を条件として、取締役が決定する時期および人に対して株式および有価証券を発行することができる。取締役は発行する株式および有価証券の価格を決定する。株式の支払いが金銭、現物、または過去勤務により全額支払われるまで、その株式を発行してはならない。取締役は現物または過去勤務による支払いの価値を決定し、現実の不正が伴っていなければ、その決定が確定的なものとなる。
8. 商業企業法第164～198条は、有価証券の発行、その登録および有価証券の譲渡に適用される。

9. 商業機業法第 289 条にしたがい、基本定款または付属定款は、取締役と株主間のいかなる紛争も仲裁に付すことを規定することができる。

Appendix 2

基本定款の最低必要条件に関する省令

{クメール語による省令の非公式訳}

カンボジア王国

国民・信仰・国王

商業省

第 1415 号 MoC/SM 2006

基本定款の重要な内容に関する通知

1995 年 6 月 26 日 Preash Reach Kram (勅令) 第 NS/RKM/065/04 号により発表された商業規則と商業登記に関する法律、1999 年 11 月 18 日 Preash Reach Kram (勅令) 第 NS/RKM/1199/12 号により発表された商業規則と商業登記に関する法律改正法、2005 年 6 月 19 日 Preash Reach Kram (勅令) 第 NS/RKM/0605/019 号によって発表された商業企業法に則り、商業省は登録者に対し、会社の取締役または経営者が基本定款 3 項とその他の企業登記の提出要件を商業省企業登記事務所に持参しなければならない旨を通知するものである。

基本定款は次の重要な項目から成る。

- 1- 会社の名前
- 2- 会社の形態
- 3- 会社の目的と主たる活動
- 4- 会社の継続期間
- 5- 登録事務所の住所
- 6- 授権資本 (単位:リエル)、授権株式および種類の数、1 株当たり額面価格
- 7- 全株主の名前、職業、国籍、身分証明書またはパスポート、割り当てられた株式数

- 8- 会社取締役の名前、国籍、住所、身分証明書またはパスポート、指示された任期
- 9- 株主の死亡または無能力
- 10- 会計
- 11- 解散
- 12- 基本定款の修正
- 13- 会社登録の発表

基本定款は必要に応じて他の条項を含むこととする。

基本定款は民間セクターまたは公証人によって作成することとする。

基本定款の全ページに会社の全株主の署名を入れることとする。

この通知は署名日から遵守することとする。

ブノンペン、2006年6月20日

上級大臣兼商業大臣

チャム・プラシッド閣下

cc:

- 州・特別市商業局（普及用）
- 公文書保管所

Appendix 3

年次申告テンプレート⁸⁶

企業の名前

企業年次申告

I. 名前

変更なし 変更 (変更があった場合 A および B の各項目に記入)

A. 初期登録	B. 修正
(クメール語)	(クメール語)
略語 (クメール語)	略語 (クメール語)
外国語	外国語
略語 (外国語)	略語 (外国語)

II. 登録事務所の住所: 変更なし 変更

A. 初期登録	B. 修正
A. 初期登録: 番地 通り	A. 初期登録: 番地 通り
クム/サンカット	クム/サンカット
スロック/カーン	スロック/カーン
州/市	州/市
電話: ファックス:	電話: ファックス:

⁸⁶ このテンプレートは正式な申請フォームの項目を分かりやすく仮和訳したものです。実際の申請の際には、正式な申請フォームをご利用下さい。

III. 構成と再構成： 変更なし 変更

A. 登記資本金 合計 株式額面価格		B. 修正後の資本金 合計 株式額面価格	
C. 初期構成		D. 第1回修正	
姓名	株式数	姓名	株式数
1			
2			

F. 株主の現住所

Mr./Mrs. 国籍 番地 通り

サンカット カーン 州/市

身分証明書/パスポート番号 発行日

Mr./Mrs. 国籍 番地 通り

サンカット カーン 州/市

身分証明書/パスポート番号 発行日

IV.

取締役の構成と再構成

変更なし

変更

A. 初期構成				B. 第1回修正			
姓名	肩書			姓名	肩書		

= 株主

= 第三者

通知

V.

事業の目的 ISIC

VI.

登録コード、国籍、企業形態

変更なし

変更

最初期： Co. 日 月 年 Inv. 日 月 年 企業形態		修正後 Co. 日 月 年 Inv. 日 月 年 企業形態	
B. 支店：			
最初期		修正後	

(支店数)	(支店数)
-------	-------

VII.

商業省の交付するライセンス

最初期 No. 日 月 年	修正後 No. 日 月 年
---------------------------	---------------------------

VIII.

CDC の交付するライセンス

最初期 No. 日 月 年	修正後 No. 日 月 年
---------------------------	---------------------------

IX.

その他のライセンス

この申告は私の知り得る限り真実であり、
上記の情報に詐欺的な虚偽表示があった場合には
責任を負うことを宣言します。

プノンペン、日 月 年

取締役会長